

本庄市 次世代育成支援行動計画

後期計画（平成22年度～26年度）

～安心して子どもを産み育てることができる
子育て支援社会づくりをめざして



平成22年3月

本庄市

ご あ い さ つ

国では、急速な少子化に歯止めをかけるため、平成15年「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的で計画的な子育て支援対策を実施するための行動計画の策定を義務づけ、本市におきましても平成17年に前期計画を策定し、計画的に施策を推進してまいりました。



しかし、全国的にも依然として少子化は好転しないまま、平成20年度の米國に端を発した世界同時不況なども起こり、子育ての環境は厳しさを増す状況となっています。また、子育て中の家庭においては、育児能力の低下や育児に対する不安・悩みなどから、児童虐待や育児放棄などが大きな社会問題となっています。

将来を担う大切な宝であり、無限の可能性を持つ子どもたちを守り、健やかに育てていくことは、極めて重要なことであり、一人の人間として自立させ、社会に送り出すには、多くの労力と多様な知識が必要であります。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てることができる子育ての環境づくりを進めていくには、行政の力だけでは限界があることから、地域社会の子育てへの関わり合いや支援が不可欠であり、行政と地域社会・地域住民の皆様との協働による子育て支援の社会づくりが重要であります。

本庄市では、これからも多くの市民の皆様にご子育てに多種・多様な関わりを持っていただき、「みんなで育む、市民の子育て参加率日本一のまち」を目指し、この後期計画を着実に推進してまいりたいと存じますので、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会の皆様には、ボランティアでご尽力いただき、まさしく子育てへの参加であり、大変ありがたく感謝申し上げますとともに、平成20年度に実施いたしました市民意識調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました市民の皆様、並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

本庄市長 **吉田信解**

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 後期計画策定の背景	1
2 前期計画の取り組み状況	2
3 計画の期間	3
4 計画の位置づけ	3
5 計画策定にあたっての実態・要望の把握	4
6 基本理念	4
7 基本的視点	5
8 体系図（基本理念及び基本方針）	6

第2章 本庄市の現状

1 本庄市の状況	7
（1）人口の推移	7
（2）人口構成	8
（3）子どもの数の推移	9
（4）世帯数の推移	10
（5）人口動態の推移	11
（6）婚姻、離婚件数の推移	12
（7）未婚率の推移	13
（8）出生率の推移	14
（9）男女の就業状況	14
（10）乳幼児健康診査受診率の推移	16
（11）認可保育所の状況	17
（12）幼稚園の状況	18
（13）放課後児童クラブの状況	19
（14）児童虐待・いじめ等の状況	20
2 人口推計	21
（1）総人口の推計	21
（2）児童人口の推計	22

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1 地域における子育ての支援	23
（1）地域における子育て支援サービスの充実	23
（2）仕事と生活の調和の推進	28
（3）子育て支援のネットワークの充実	33
（4）児童虐待防止対策の充実	34
（5）ひとり親家庭等の支援体制の充実	35
（6）障害児施策の充実	37
2 親と子の健康確保及び増進	40
（1）子どもや母親の健康の確保	40
（2）「食育」の推進	41
（3）思春期保健対策の充実	42
（4）小児医療の充実	43

3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
(1)	次代の親の育成	45
(2)	児童の健全育成	46
(3)	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	48
(4)	家庭や地域の教育力の向上	50
(5)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	52
4	安全・安心まちづくりの推進	54
(1)	良質な住宅及び良好な居住環境の確保	54
(2)	子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進	56
(3)	子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進	57
(4)	被害に遭った子どもの保護の推進	59

第4章 目標事業量の進捗状況と設定

	特定保育サービスに係る前期計画進捗状況と後期計画目標事業量	60
1	通常保育事業	60
2	特定保育事業	60
3	延長保育事業	61
4	夜間保育事業	61
5	トワイライトステイ事業	61
6	休日保育事業	61
7	病児・病後児保育事業	62
8	放課後児童健全育成事業	62
9	一時預かり事業	62
10	地域子育て支援拠点事業	63
11	ファミリー・サポート・センター事業	63
12	短期入所生活援助事業	64

第5章 計画の推進について

1	連携体制の確立	65
(1)	地域との連携	65
(2)	企業との連携	65
(3)	関係機関との連携	65
2	計画の進行管理	66

資料編

1	計画策定経過	67
2	本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会規約	68
3	本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会委員名簿	69
4	本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定庁内検討会議規約	70
5	本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定庁内検討会議委員名簿	71

第1章 計画の基本的な考え方

1 後期計画策定の背景

次代の社会を担う子どもたちの健やかな育成と、子育てしやすい環境づくりを推進するための計画として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

これに基づき、平成17年3月に旧本庄市、旧児玉町それぞれで次世代育成支援行動計画（前期計画）を作成しました。

その後、平成18年1月10日に両市町が合併し、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援社会づくりを目指すという、基本姿勢を引き継ぐため、平成18年3月に本庄市次世代育成支援行動計画（前期計画）の統合版を作成しました。

また、平成20年3月にはまちづくりの基本方針として、本庄市総合振興計画を策定し、第1章に「子どもからお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまち」を目標とし、子育てしやすい環境づくりのため子育て支援サービスの充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進することとしました。

本庄市次世代育成支援行動計画（前期計画）では

「安心して子どもを産み育てることができる子育て支援社会づくり」

「健やか子育て 楽しい子育て みんなで支える本庄市」

「子どもが 親が 地域が とともに育つ みんなで子育て 自然豊かな本庄市」

を基本理念として、総合的に子育て支援の強化を図ってきました。

その間、本市の人口は平成16年4月 82,895人が平成21年4月 82,326人となり漸減傾向であるのに対し、年少人口（0歳から14歳）は12,098人（人口割合14.6%）が11,223人（人口割合13.6%）と減少し、平成20年度の合計特殊出生率についても、1.26とさらなる少子化が進んでいます。

また、子どもをとりまく環境は核家族化や少子化による子ども同士のコミュニケーション不足、インターネットによるいじめや情報の氾濫、経済状況の悪化による家庭内の児童虐待の増加など新たな問題もあらわれ、子育て家庭だけでなく地域全体で子育てを応援していく仕組みづくりが急務となっています。

2 前期計画の取組状況

前期の計画期間中に新たに実施した事業は、「赤ちゃんの駅」を平成20年5月に設置しました。これは前期計画のアンケートの中で、子どもとの外出の際に困ることとして「オムツ替えや授乳する場所が街の中に無い」とのことにより、地域の方々や企業等のご協力をいただき市内公共施設をはじめとして87か所に設置しています。

県との共同事業として、平成19年6月から協賛店の協力のもと、子育て家庭に対する商品割引等の特典が受けられる「パパ・ママ応援ショッピング事業」がスタートしました。

また、市内の子育て支援団体との連携により「子育て支援講座」や「ママサロン」を開催し、乳幼児親子の仲間作りと子育ての相談等を行い、子育てを精神的にサポートする体制の整備を行ってきました。

子育て家庭の経済的支援策としては、平成21年7月から乳幼児医療費の助成制度の対象者を中学校就学前まで拡大し「子ども医療費」として助成を開始しました。また、母子家庭には母の職業能力の向上を図るため、「母子家庭自立支援給付金等支給事業」を18年度から開始しています。

多様な保育への対応として、ファミリー・サポート・センターを平成18年度に設置し、保育所等への送り迎え、一時的な預かり等を会員同士で支援することにより、個々のニーズに合った事業として年々利用件数が増加しています。

さらに、子育て情報を集約した「子育てガイド」の配布や子育て総合支援窓口の開設、子育て支援ネットワークの設置を行い、小学校では多人数のクラスに授業をサポートする学習支援員を配置し、子どもの教育環境の整備を図りました。

現在、老朽化した千代田保育所をフラワーパーク隣に建替えしており、いずみ保育所と改名し、新たに病後児保育の実施と子育て支援センターの開設を予定しています。

また、併設される発達教育支援センターでは、乳幼児期に発達の遅れや障害が疑われる児童を、早期発見し発達を促すための相談・指導を行う施設として平成22年4月開設を予定しています。

さらに、生涯学習と家庭教育の一環として、市民のみなさんの子育て経験を生かした「親の学習手引書」や、子どもの発達段階に応じたQ & Aや様々な記録ができる「親子手帳」を、市民の皆さんと現在作成中で、地域全体で子育て中の親子を支え、応援していくシステム、体制の整備を図っています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」により市町村の行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5年を1期（前期計画）とし、平成22年度から平成26年度までの5年を2期として策定するものとされています。

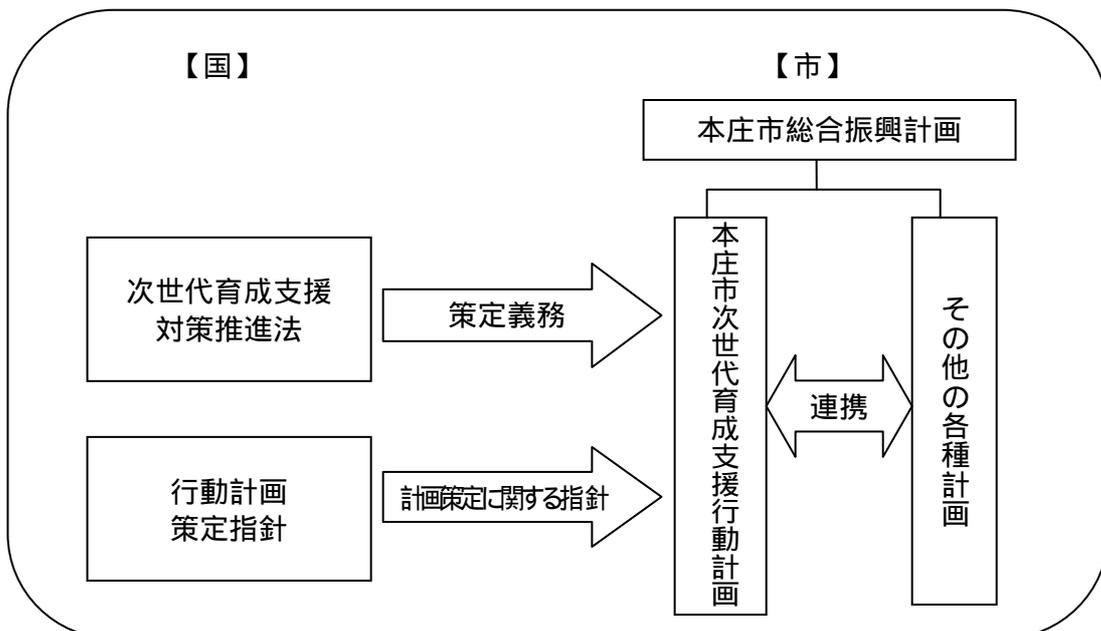
このため、後期計画は2期目として平成22年度から平成26年度までの5年を計画期間とします。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
本庄計画 児玉計画 (合併)					前期計画				
					見直し	後期計画			

4 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけられます。

「本庄市総合振興計画」を上位計画とし、将来像「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ~世のため、^{のち}後のため~」の実現に向けて、本市における次世代育成支援の方向性や目標、及び具体的な施策・事業を示し、その他の各種計画と連携・整合を図り策定したものです。



5 計画策定にあたっての実態・要望の把握

就学前児童及び小学校児童の保護者に対し、子育て支援に関する生活実態や意見、要望を把握するため、平成20年度にアンケート調査を実施しました。

調査概要

・調査対象者と調査方法

平成20年4月1日時点で就学前児童と小学校児童の全児童から1,200人ずつ無作為抽出し、郵送による配布・回収をしました。

	調査対象者	回収数	回収率(%)
就学前児童	1,200	703	58.6%
小学校児童	1,200	573	47.8%
合計	2,400	1,276	53.2%

6 基本理念

・安心して子どもを産み育てることができる

子育て支援社会づくり

・健やか子育て 楽しい子育て みんなで支える本庄市

・子どもが 親が 地域が ともに育つ

みんなで子育て 自然豊かな本庄市

子どもは生まれながらに無限の可能性を持ち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、自然や人へのやさしさを持ちつつ、たくましく、いきいきと育っていただけるように、子どもの利益を尊重し、個性を最大限生かすことのできるまちづくりを目指します。

また、親が安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を推進し子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めます。

さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みを構築します。

このような観点から、地域社会の輝く未来に向けて、子どもと親と地域が育つ子育て支援を目指します。

7 基本的視点

・行動計画推進において重視すべき視点

(1) 子どもの視点

すべての子どもが尊重され、子育て支援が真に子どもが幸せに育つためのものであるように、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取り組みを推進します。

(2) 保護者の視点

仕事と子育てを両立している家庭とともに、家で子どもの面倒をみている家庭に対しても支援を進め、子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、自らの温かな手で子育てできることを応援する取り組みを応援します。

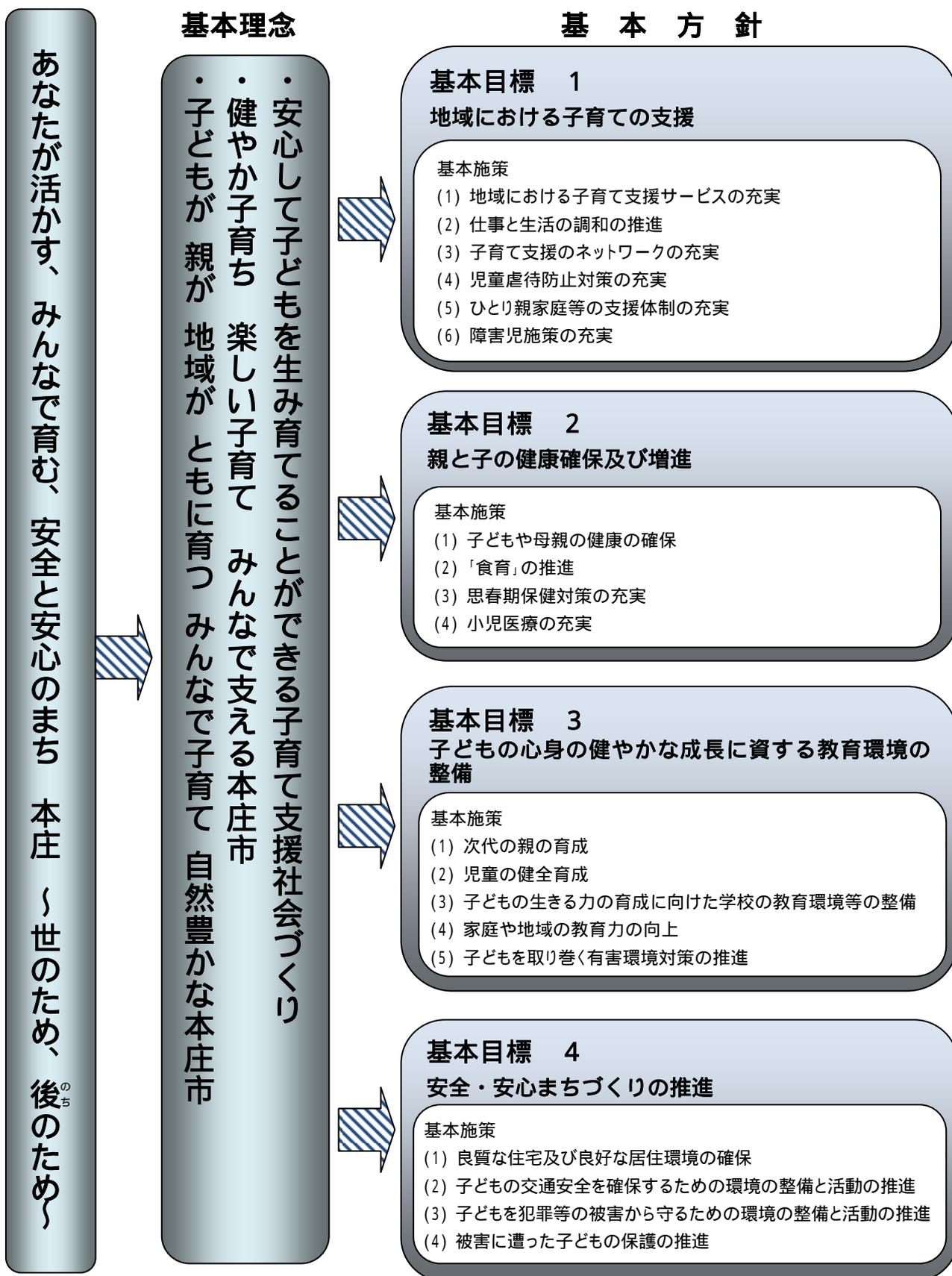
(3) 次代の親づくりの視点

子どもたちが次代の親となり、将来のまちづくりにとって欠かせない存在であることを一人ひとりが認め、子どもたちが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視点に立って子どもの健全育成を推進します。

(4) 地域の視点

保護者が孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

8 体系図（基本理念及び基本方針）



第2章 本庄市の現状

1 本庄市の状況

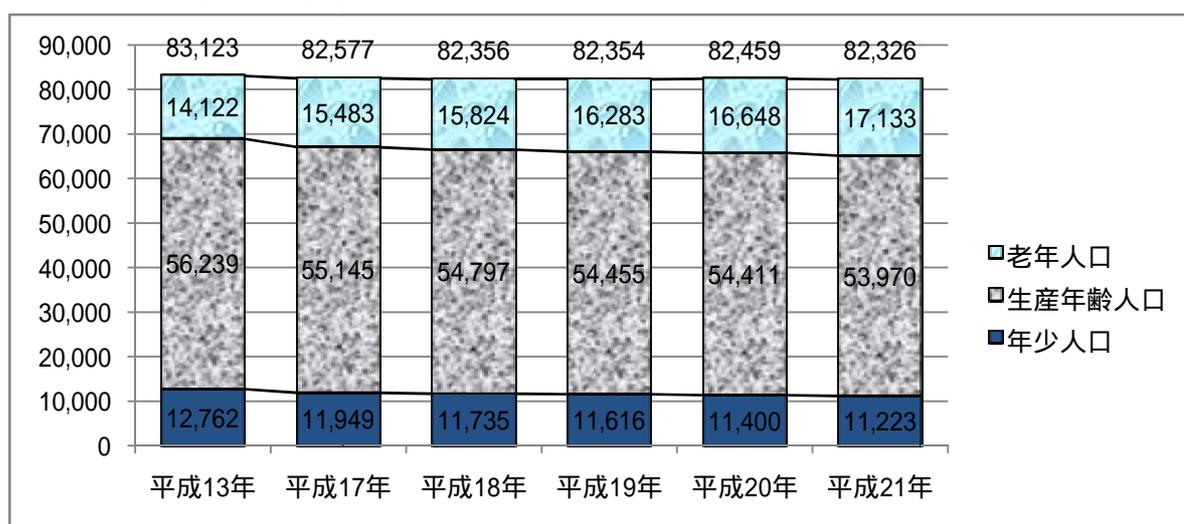
(1) 人口の推移

総人口は近年漸減傾向にあり、平成21年4月1日現在の市の総人口は82,326人となっています。

平成13年から平成21年にかけての年齢三区分別人口推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少し続けており、老年人口（65歳以上）は増加し続けています。さらに、総人口に占める年少人口割合と、老年人口割合を比較すると年少人口は毎年減少しており、老年人口は増加傾向にあることから、少子化、高齢化が進行しているといえます。

年齢三区分別人口の推移

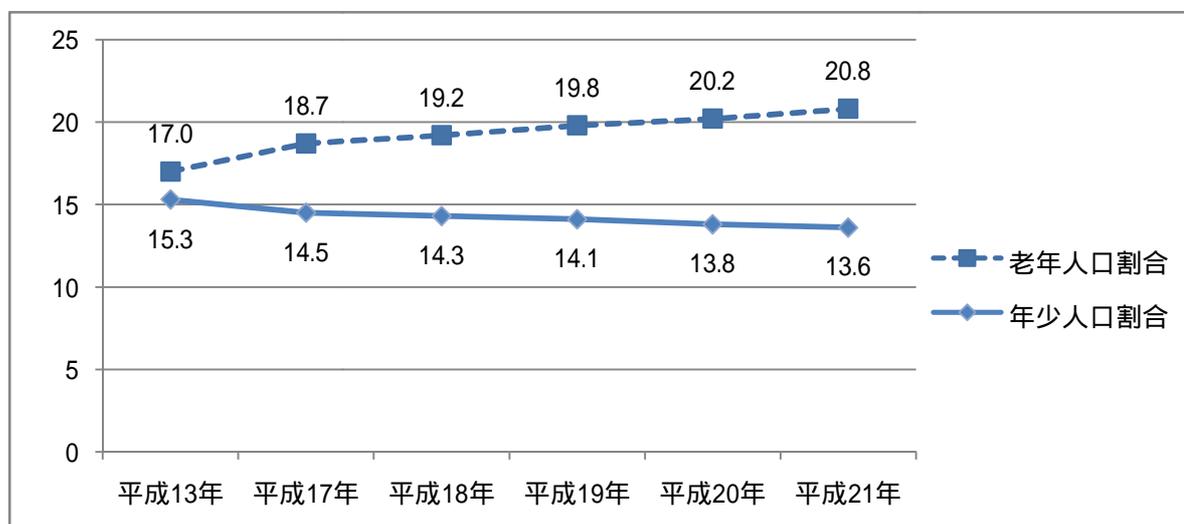
単位：人



資料：住民基本台帳

年少人口及び高齢者人口の推移

単位：%



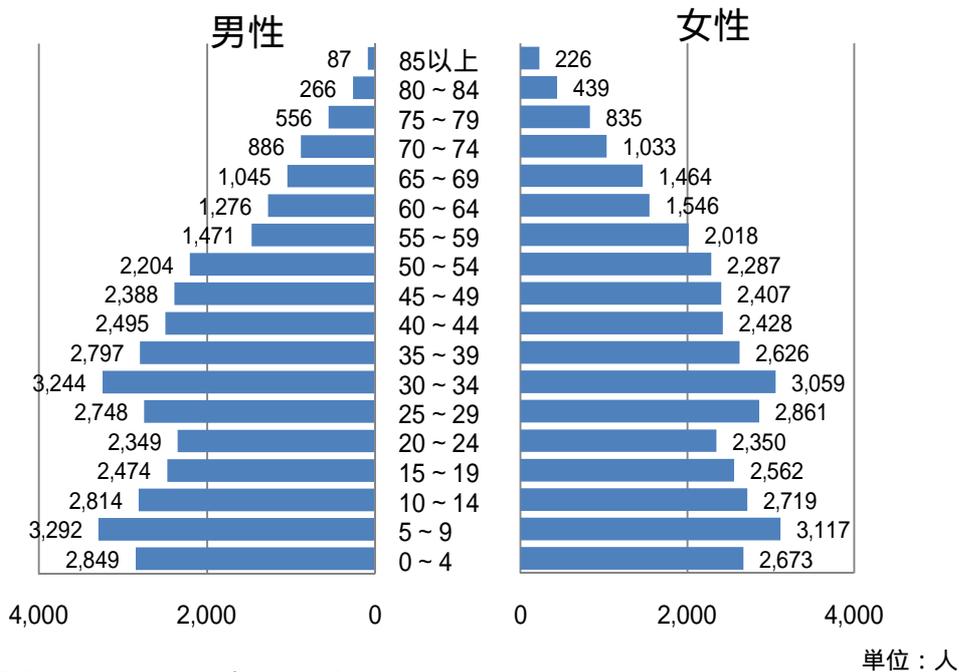
資料：住民基本台帳

(2) 人口構成

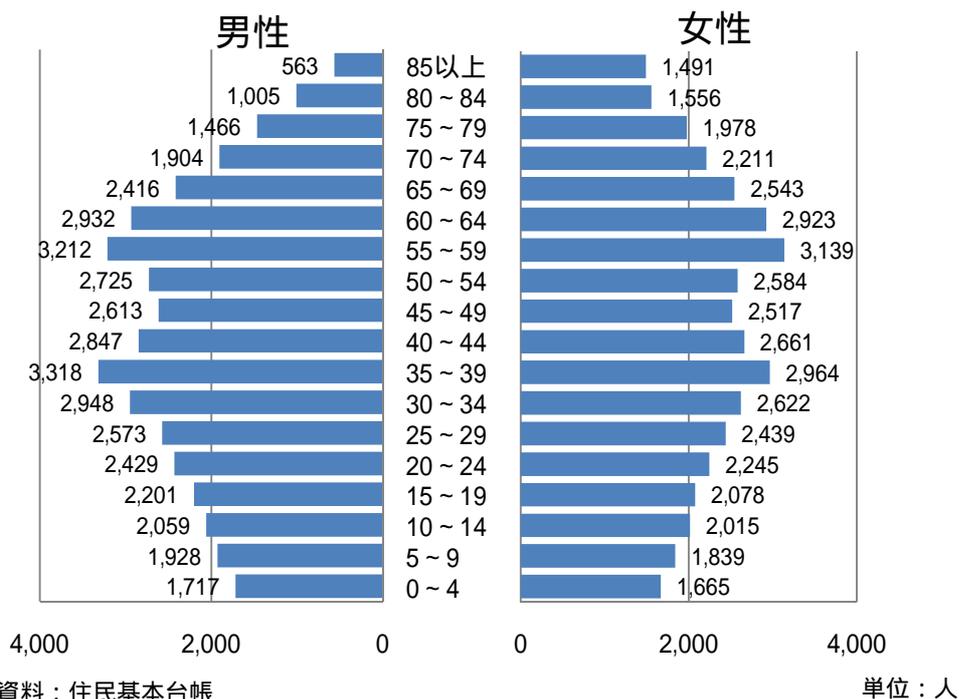
5歳ごとの年齢階級別人口構成をみると、昭和54年の人口ピラミッドは、団塊世代が結婚し、その子どもである団塊ジュニア世代が生まれ、人口ピラミッドも人口が安定している「釣り鐘型」をしています。

平成21年では、団塊世代が中高年に差し掛かり、また、その団塊ジュニア世代が結婚適齢期を過ぎても、昭和54年の人口ピラミッドとは違い児童数は増加しておらず、人口ピラミッドは、将来人口の減少が予想される「つぼ型」となっています。

昭和54年の人口ピラミッド



平成21年の人口ピラミッド



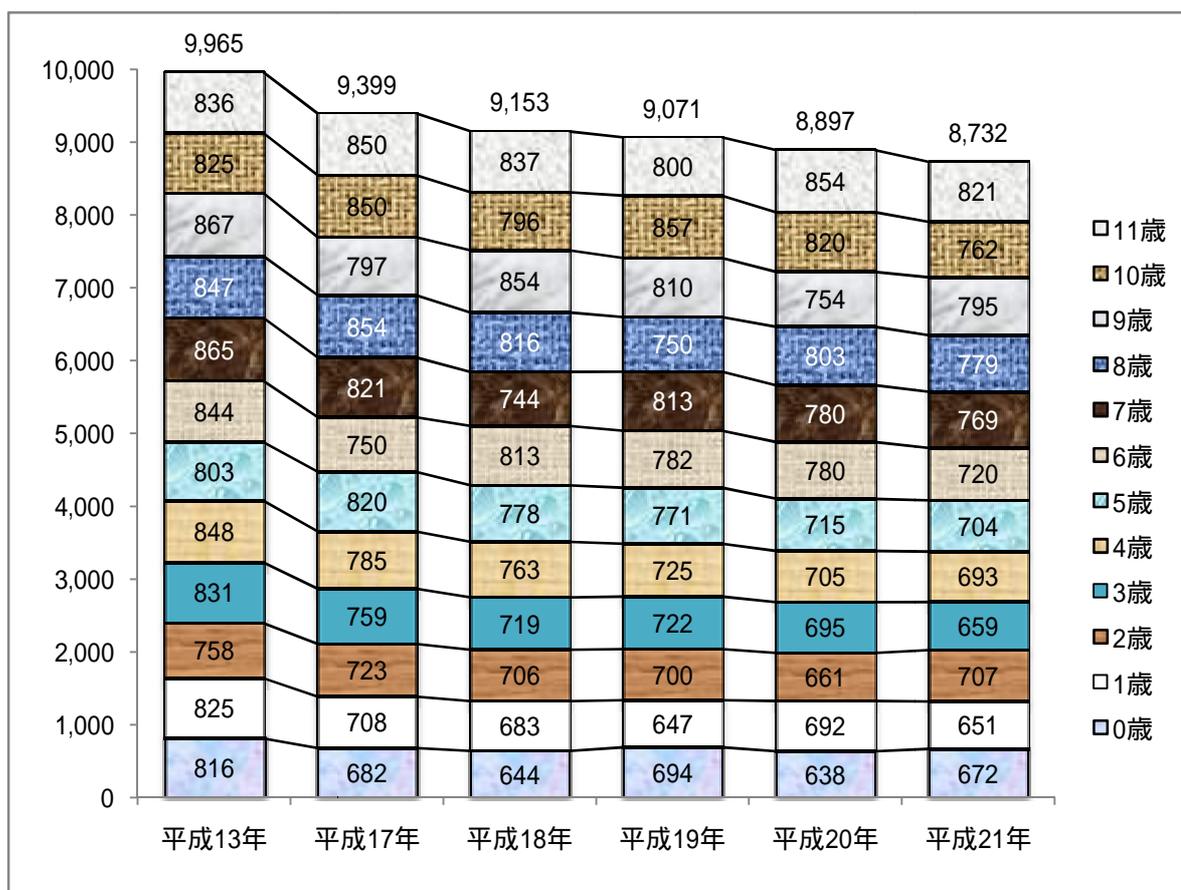
(3) 子どもの数の推移

乳幼児・小学校児童数（11歳以下の人口）は年々減少しており、平成13年に9,965人であった児童数が、平成21年には8,732人となり、8年間で1,233人減少しています。

平成13年には各年齢ごとに約800人いた子どもが、平成21年度の0歳から5歳では600人台となり、少子化が進行しています。

乳幼児・小学校児童数（11歳以下人口）の推移

単位：人



資料：住民基本台帳

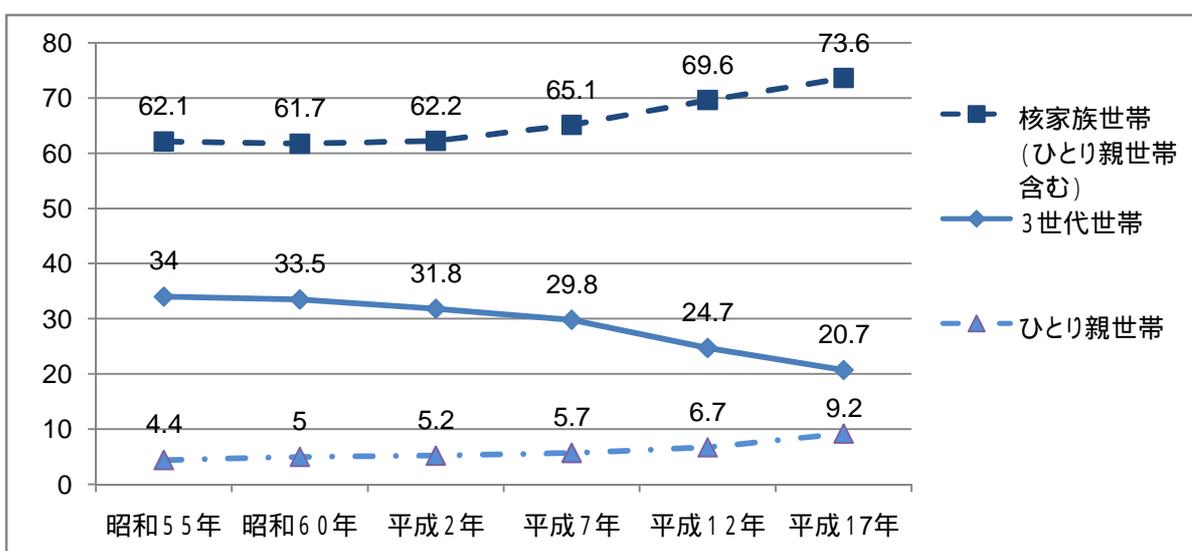
(4) 世帯数の推移

18歳未満の児童がいる世帯の中の核家族世帯割合（ひとり親世帯含む）は、昭和55年から平成2年にかけては横ばいでしたが、その後徐々に増加し、平成17年には73.6%となっています。逆に三世帯世帯割合は減少傾向にあり、平成17年には20.7%となっています。ひとり親世帯割合については、昭和55年に4.4%だったのが、平成17年には9.2%となっており、年々増加しています。

また、一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合をみると、昭和55年には57.8%でしたが、平成17年には28.9%となっており、子どもがいる世帯割合が減少し続けています。

18歳未満の児童がいる世帯割合の推移

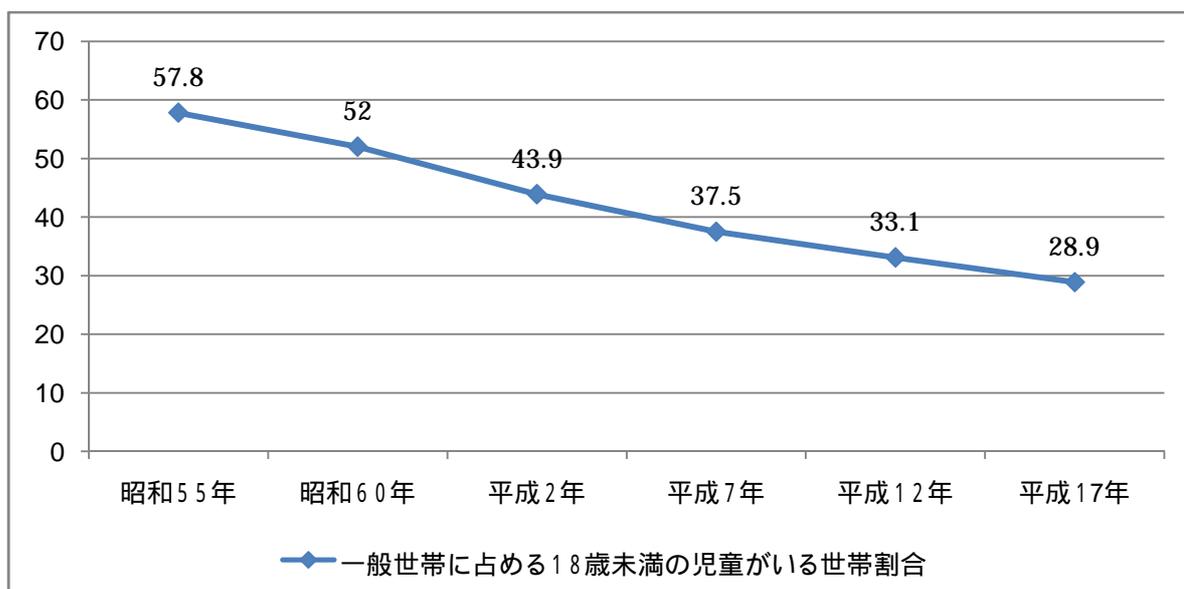
単位：%



資料：国勢調査

一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合の推移

単位：%



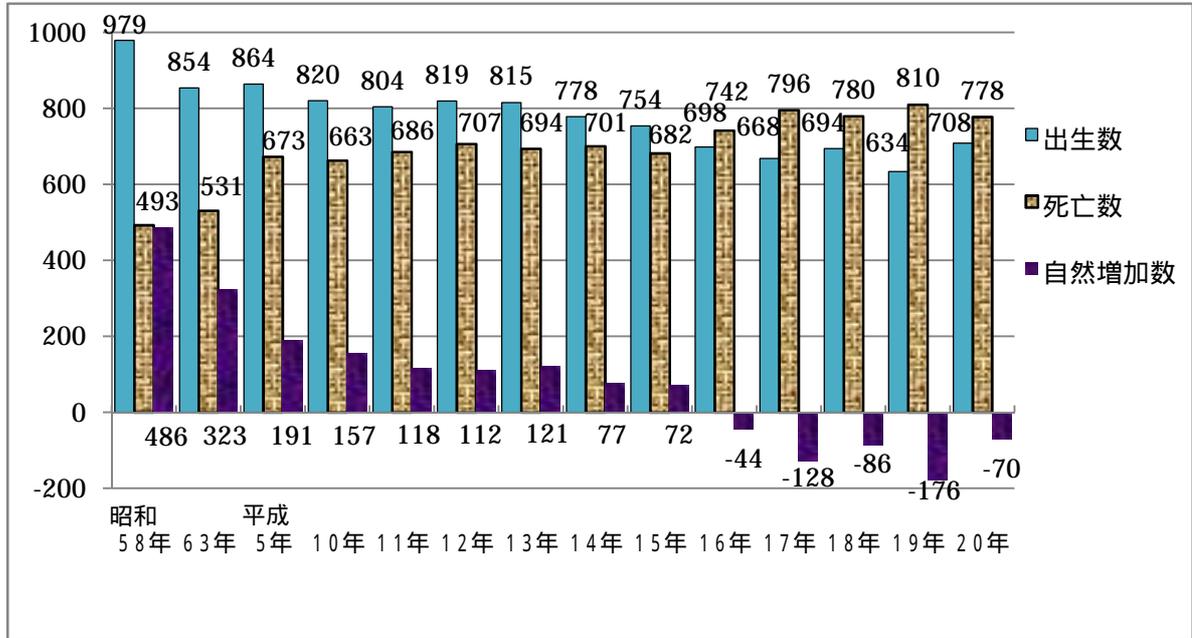
資料：国勢調査

(5) 人口動態の推移

出生数と死亡数による人口の自然動態をみると、各年度で波はあるものの、出生数は減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあることから、その増減である自然増加数は年々減少傾向にあります。

自然動態

単位：人

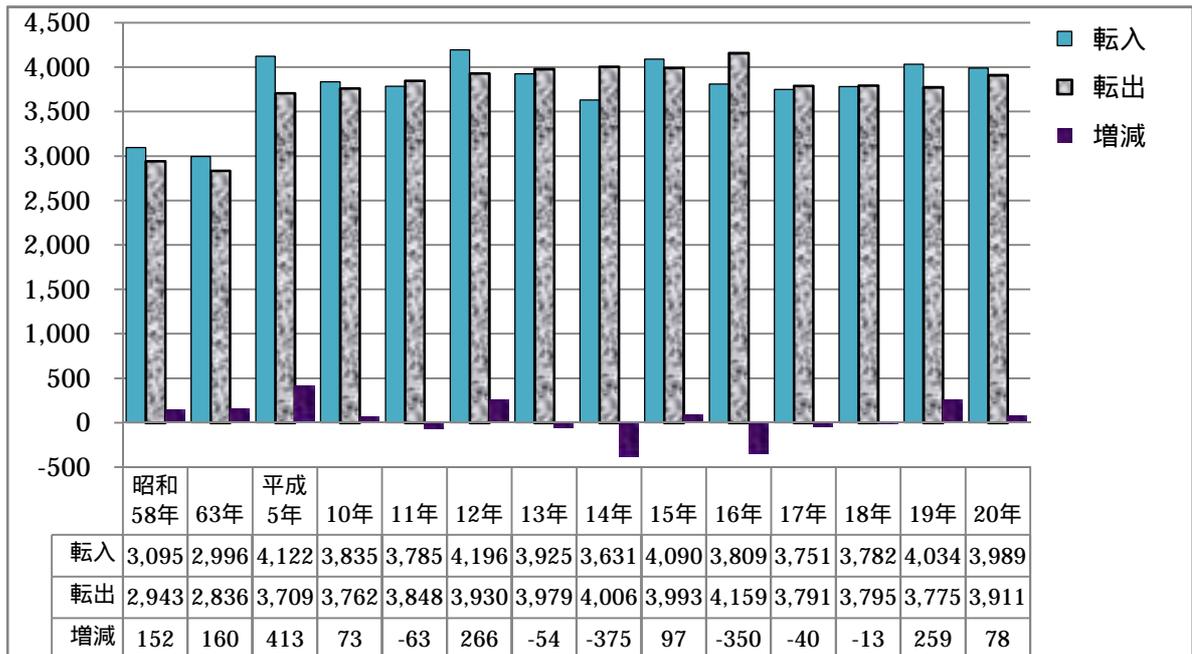


資料：住民基本台帳

転入と転出による人口の推移をみると、その増減は一定ではありませんが、全体的には転入と転出がほぼ同数となっています。

社会動態

単位：人



資料：住民基本台帳

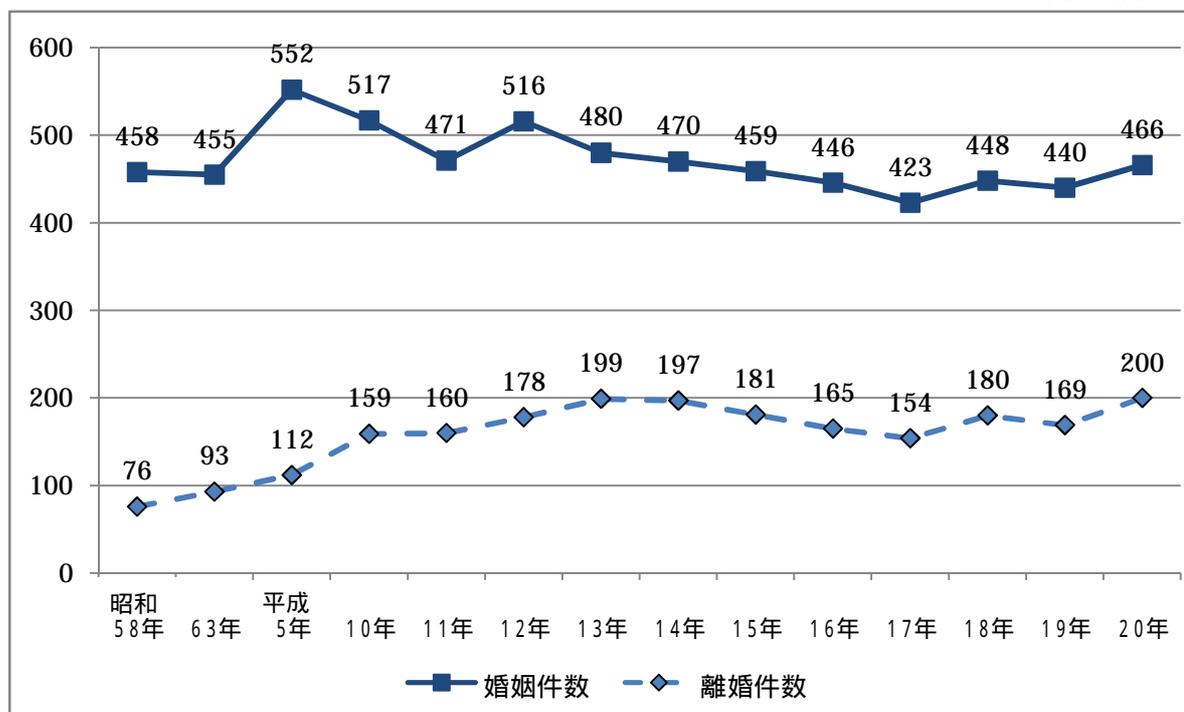
(6) 婚姻、離婚件数の推移

婚姻件数は、平成 5 年をピークにその後はおおむね減少傾向にあります。

また、離婚件数は平成 1 3 年まで増加傾向にあり、その後は横ばい傾向にあります。

婚姻・離婚件数の推移

単位：件数



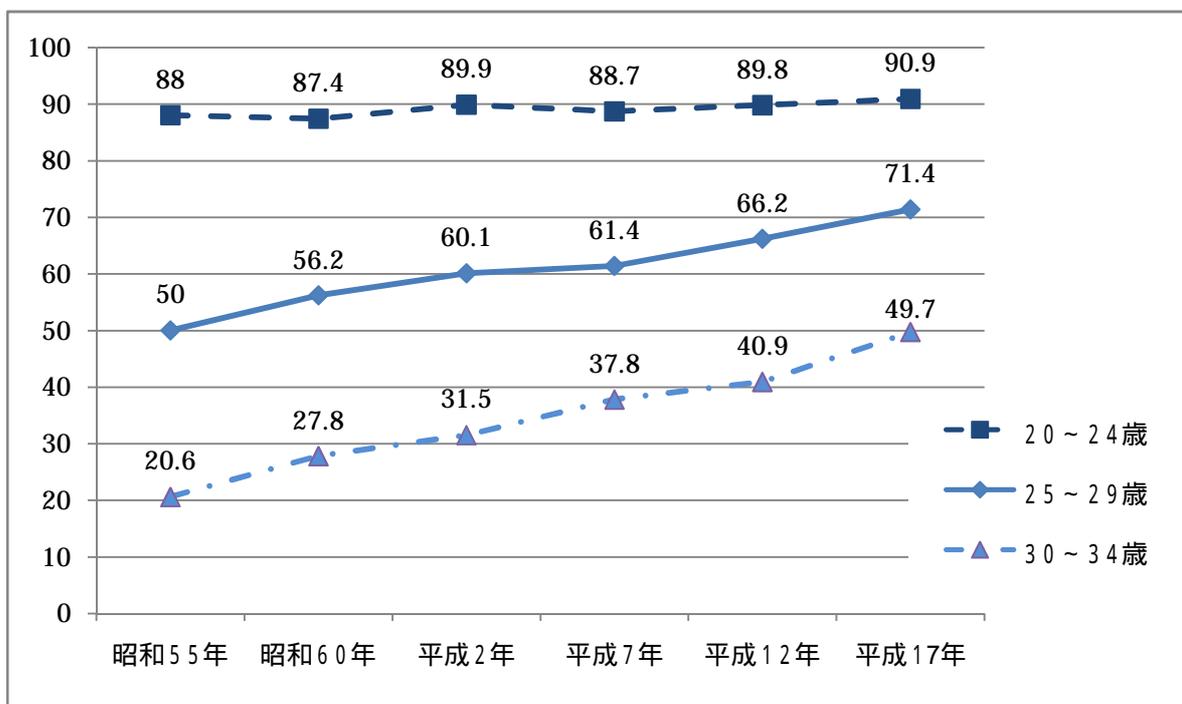
資料：住民基本台帳

(7) 未婚率の推移

未婚率について男女別の状況をみると、どの年代の未婚率も増加傾向にあり、特に男性では30～34歳で増加幅が大きく、昭和55年から平成17年にかけて29.1ポイント増加し、女性では25～29歳において31.1ポイント増加しており、非婚化、晩婚化が進行しています。

年齢別未婚率（男性）

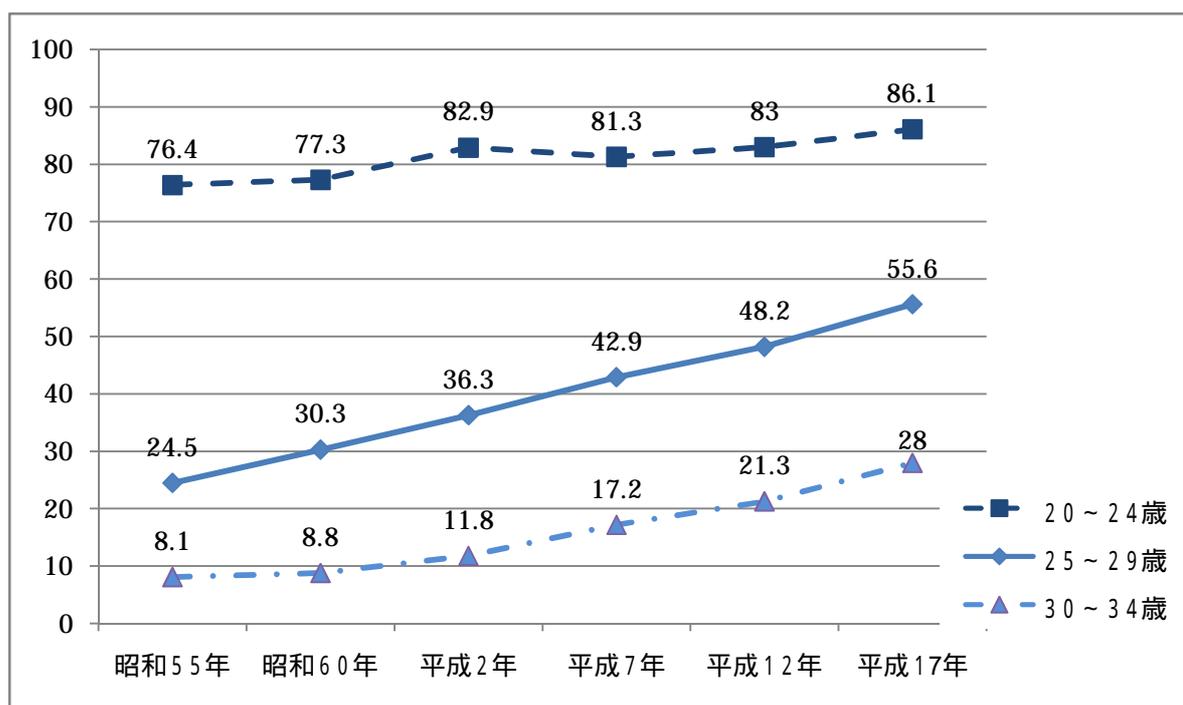
単位：%



資料：国勢調査

年齢別未婚率（女性）

単位：%



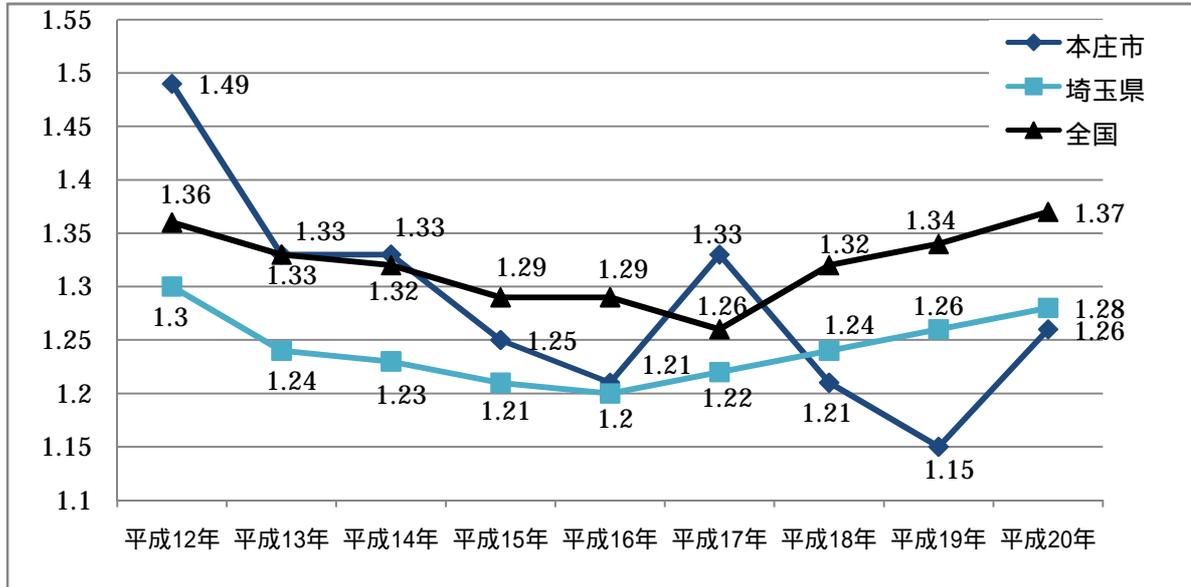
資料：国勢調査

(8) 出生率の推移

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数で、人口の現状を維持するのに必要な水準である 2.08 を下回ったままの状態です。

合計特殊出生率

単位：人



資料：保健統計年報

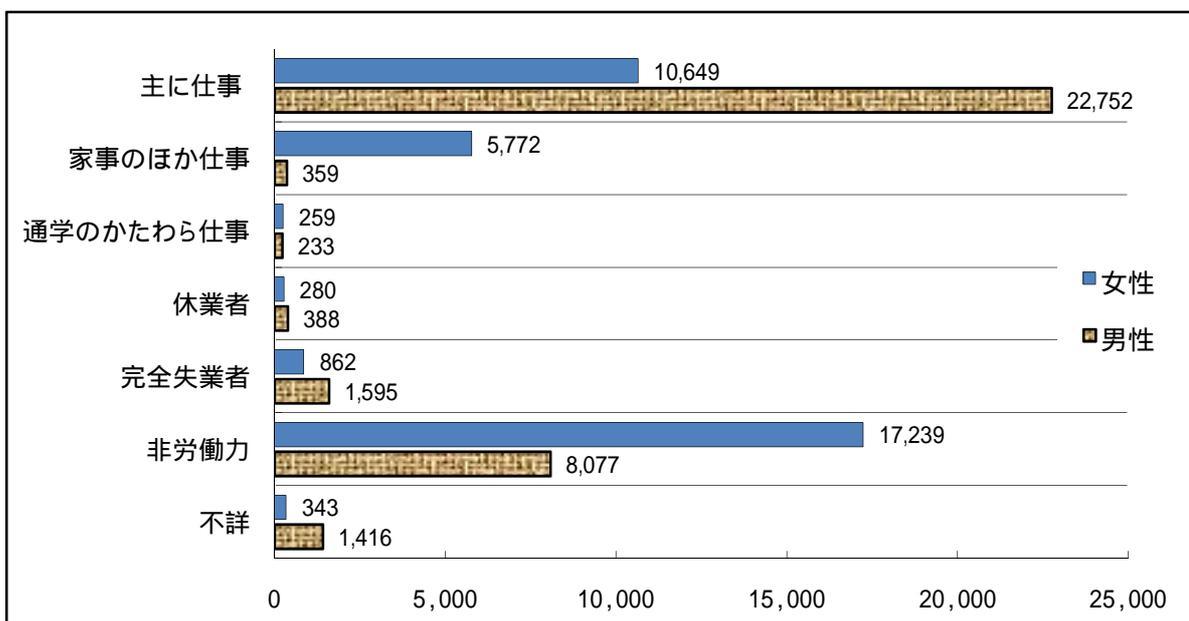
(9) 男女の就業状況

男女別の就業状況を見ると、「主に仕事」をしている女性は男性の半分以下の状態で、「非労働力」として仕事に就かない人は女性が男性の倍以上となっています。

また、雇用形態を見ると男女とも正規の職員・従業員の比率が低くなってきており、パート・アルバイトの比率が増えてきています。特に女性はパート・アルバイト等の比率が5割を超えています。

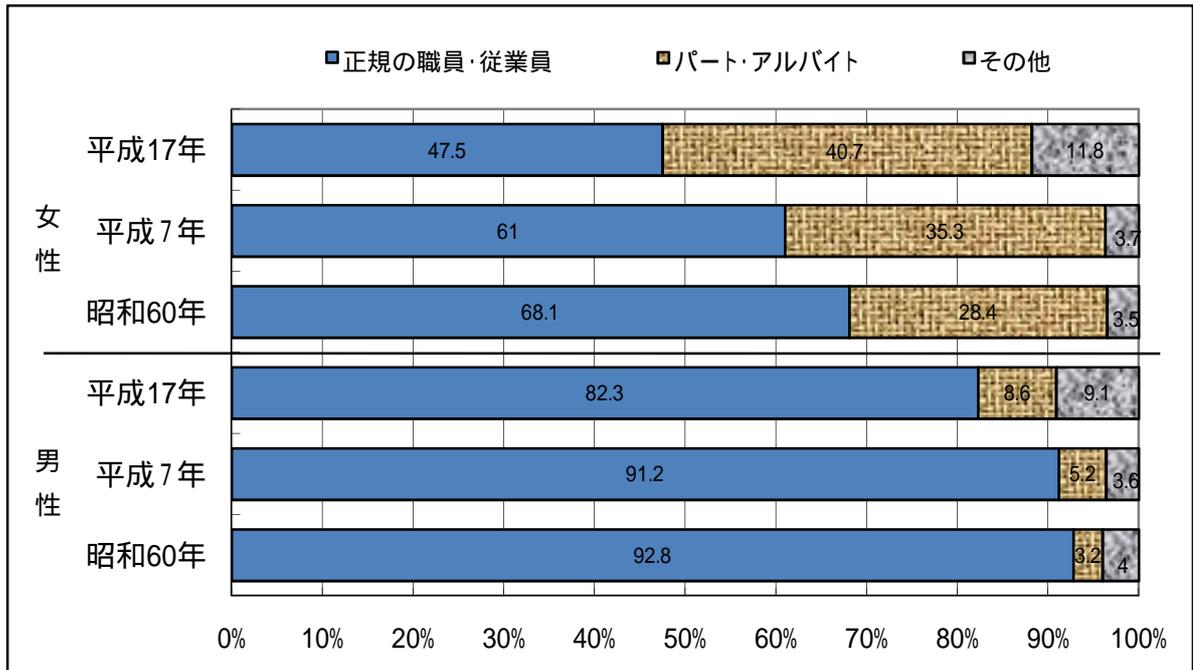
男女別労働状態

単位：人



資料：平成 17 年国勢調査

全国の雇用形態割合



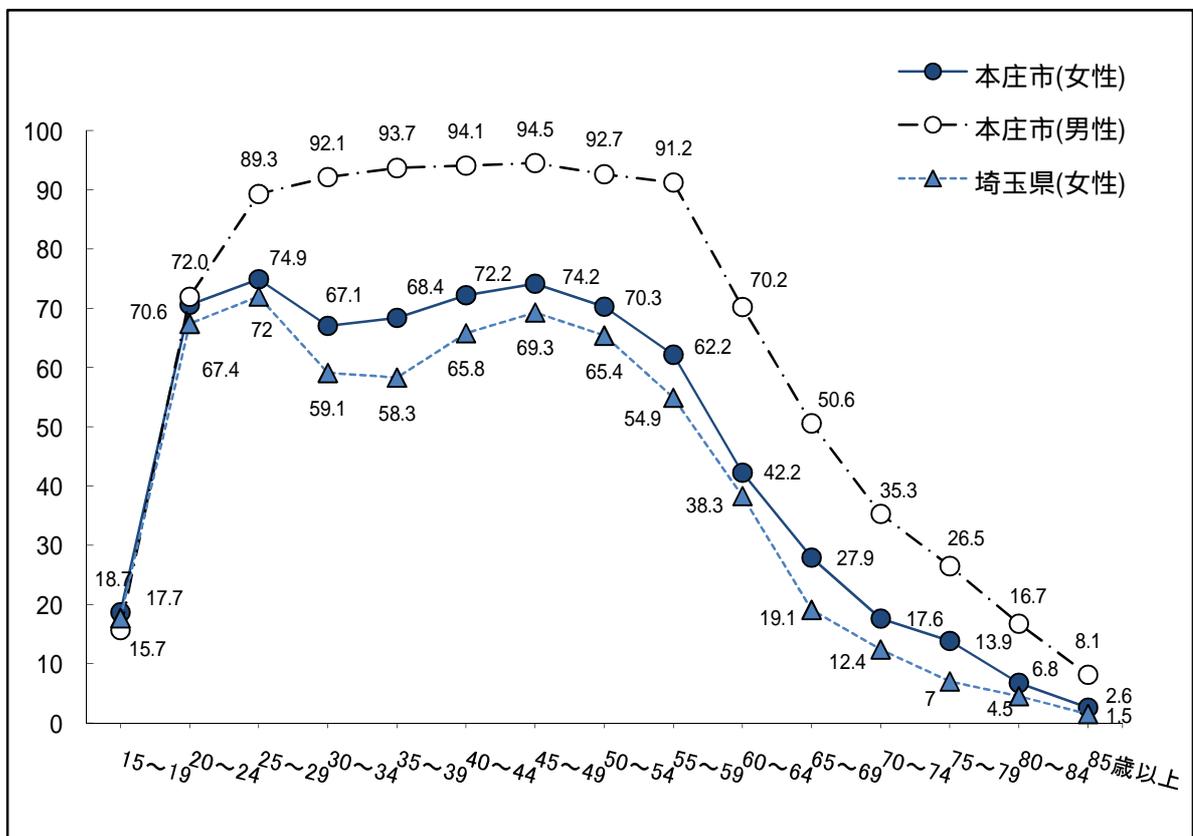
資料：昭和60年及び平成7年は総務省「労働力調査特別調査」、平成17年は「労働力調査年報」

女性の年代別労働力率をみると、20歳代後半から落ち込む傾向が見られ、このグラフ形状からM字型曲線とされています。

これは、女性が結婚・出産により一旦仕事から離れ、子育てが終わると再び仕事に戻ってくることを表しています。

年齢別労働力率

単位：%



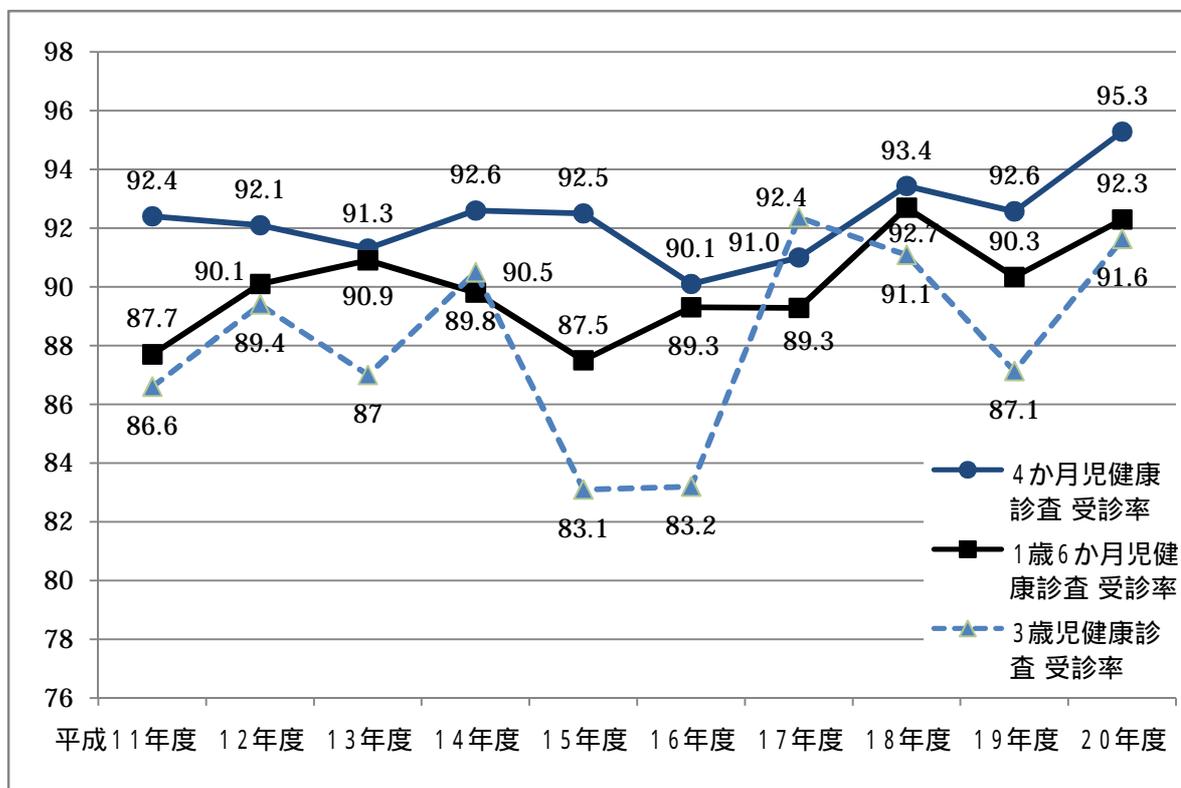
資料：平成17年国勢調査

(1 0) 乳幼児健康診査受診率の推移

乳幼児健康診査の受診率では、どの健康診査においても80%以上の受診率を維持しています。

乳幼児健康診査受診率

単位：%



資料：健康推進課

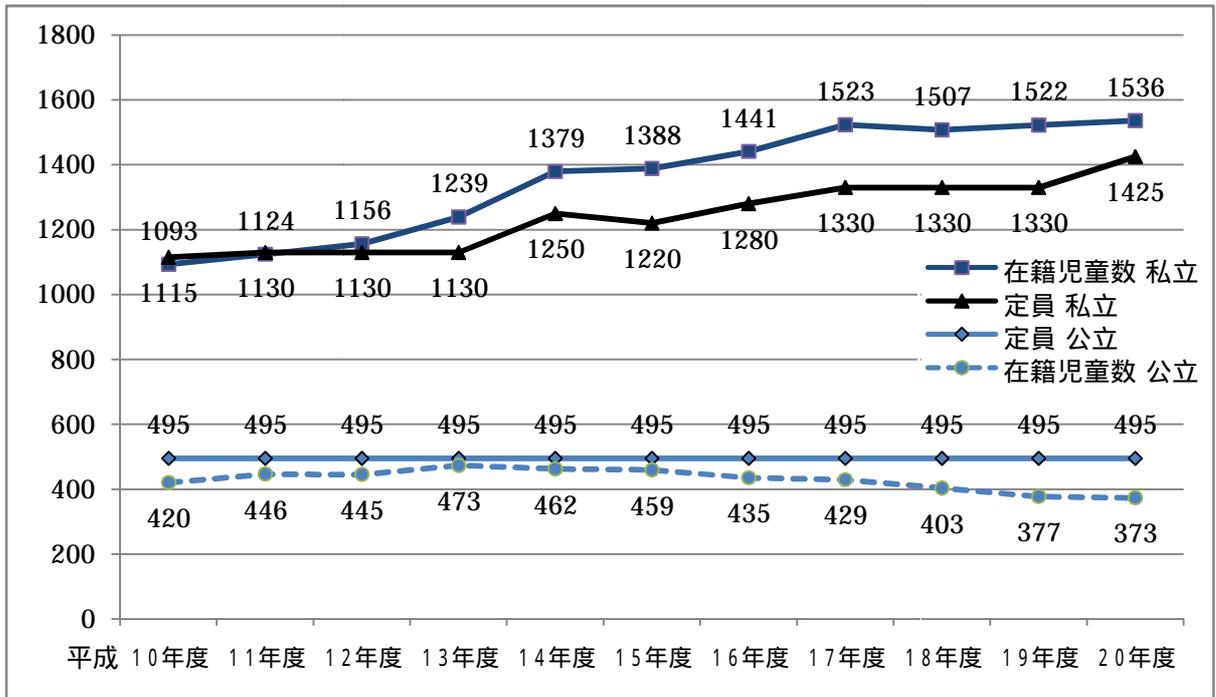
(1 1) 認可保育所の状況

市内の認可保育所は、平成 2 0 年度では、公立 7 か所（ 1 か所休所）、私立 1 5 か所の合計 2 2 施設が整備されています。

保育児童数は、平成 1 7 年度 1 , 9 5 2 人をピークとし、その後は横ばいとなっています。

保育所の定員と在籍児童数

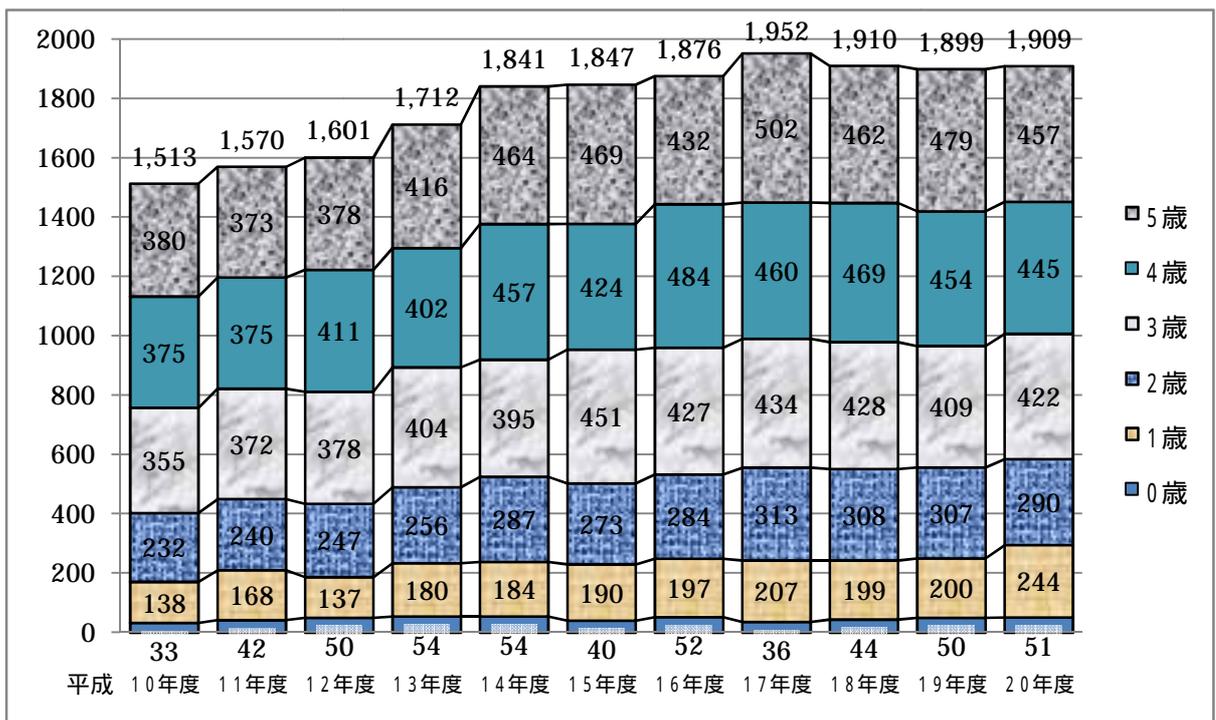
単位：人



資料：保育課（ 4 月当初）

年齢別保育児童数

単位：人



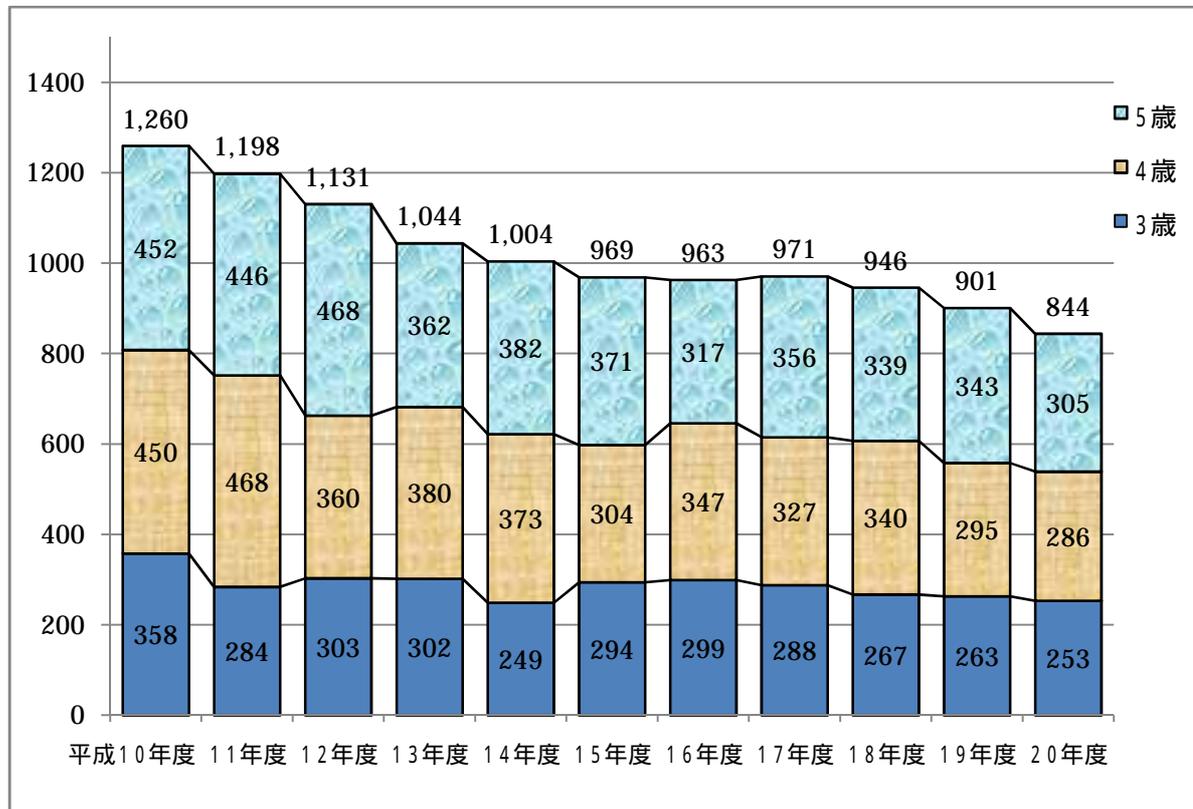
資料：保育課（ 4 月当初）

(1 2) 幼稚園の状況

平成20年度では、幼稚園が9か所設けられており、幼稚園児数は年々減少傾向にあります。

幼稚園児数

単位：人



資料：学校教育課

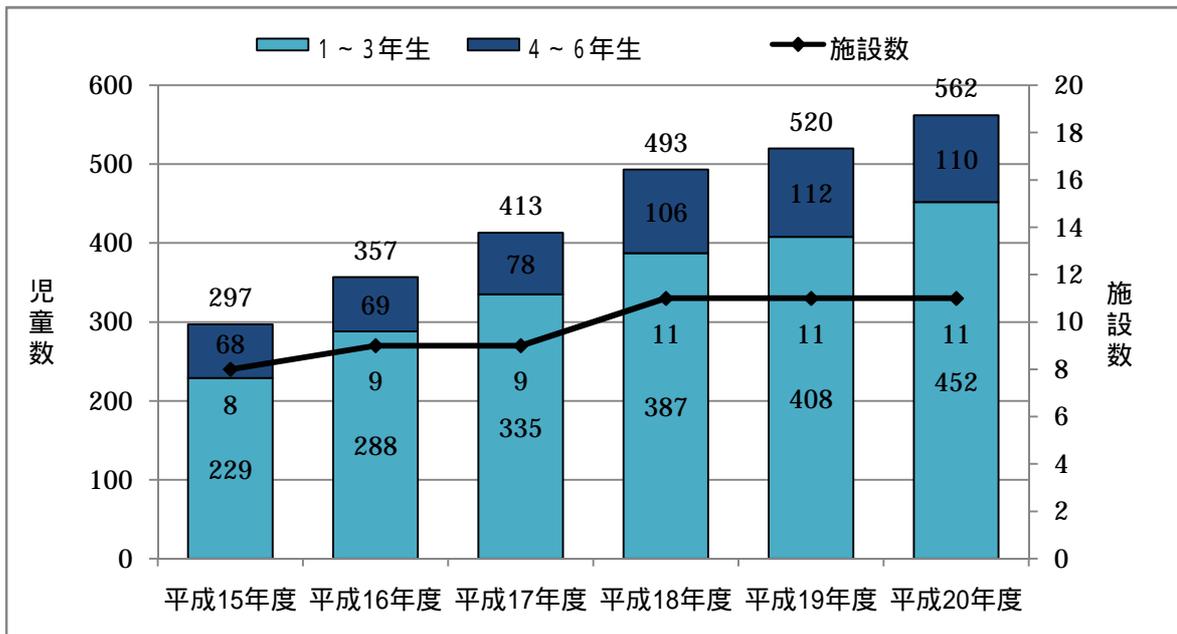
(13) 放課後児童クラブの状況

民間児童クラブは平成16年度1児童クラブ、平成18年度2児童クラブが新設され、平成20年度現在11クラブ児童クラブとなり、年間平均児童数で562名の保育を行っています。

公立学童保育室は、平成16年度から試験的に開催していた藤田学童保育室を平成19年9月より藤田小学校内で開設、寿学童保育室は市民から寄付を受け平成19年4月より開設し、民間児童クラブを含めた市全体では651人の保育を行い待機児童の解消を図りました。

民間学童の児童数と施設数

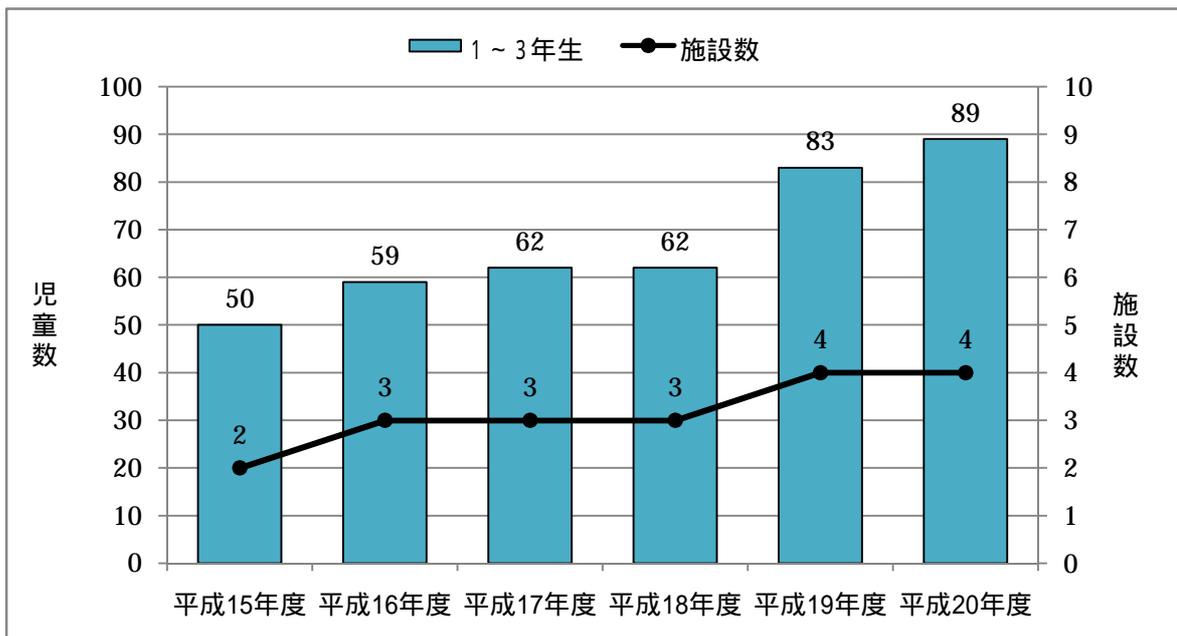
単位：人・箇所



資料：子育て支援課

公立学童の児童数と施設数

単位：人・箇所



資料：子育て支援課

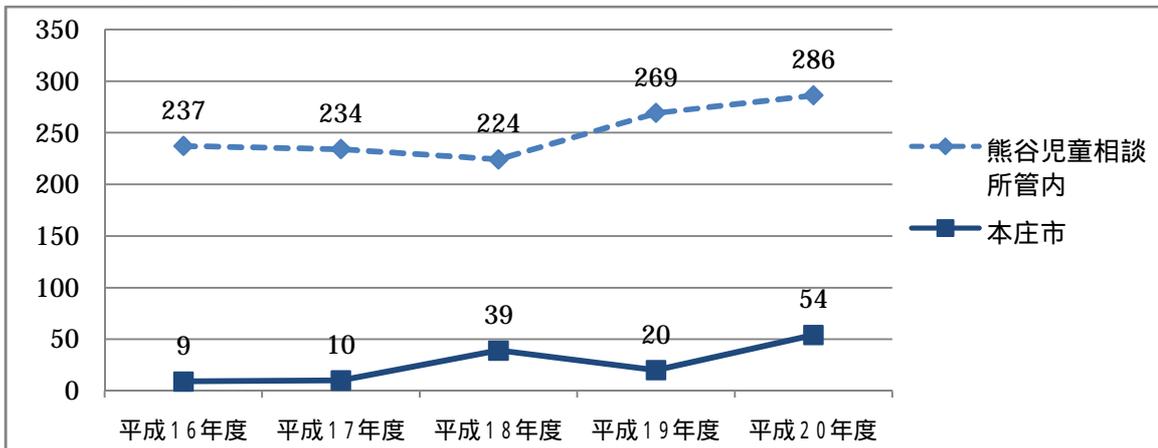
(14) 児童虐待・いじめ等の状況

本市の新規児童虐待件数は平成19年度一度減少しましたが、平成20年度更に増加しており、熊谷児童相談所管内のように全体としては虐待の件数は増加傾向にあります。

また、市内小中学校のいじめと不登校の状況では、いじめは小学校での発生件数が増加しており、不登校は中学校で増加しています。

児童虐待新規相談件数

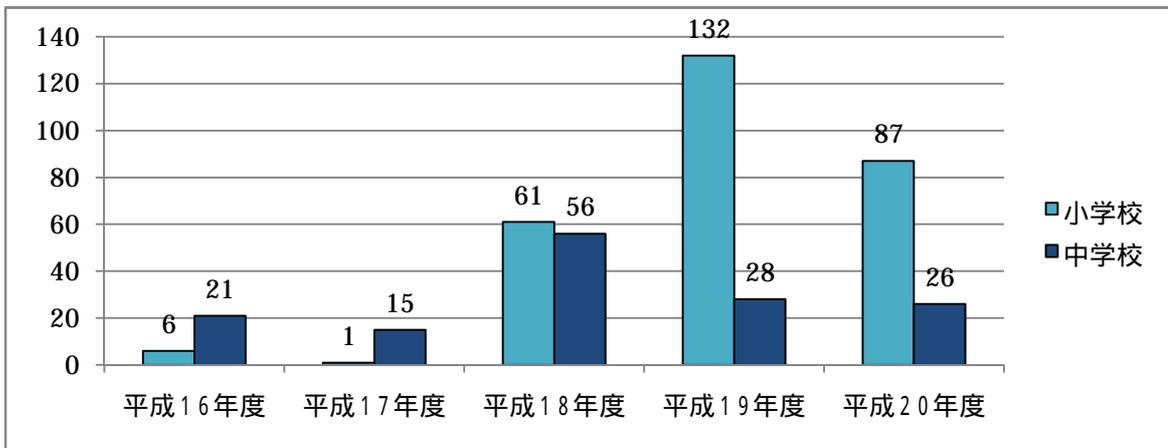
単位：件数



資料：子育て支援課

いじめ発生件数

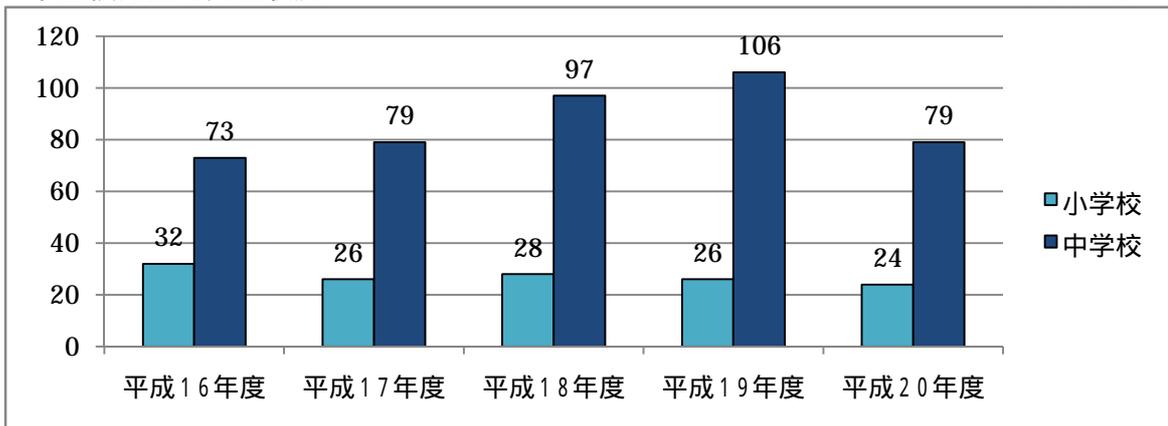
単位：件数



資料：学校教育課

不登校児童の発生状況

単位：件数



資料：学校教育課

2 人口推計

(1) 総人口の推計

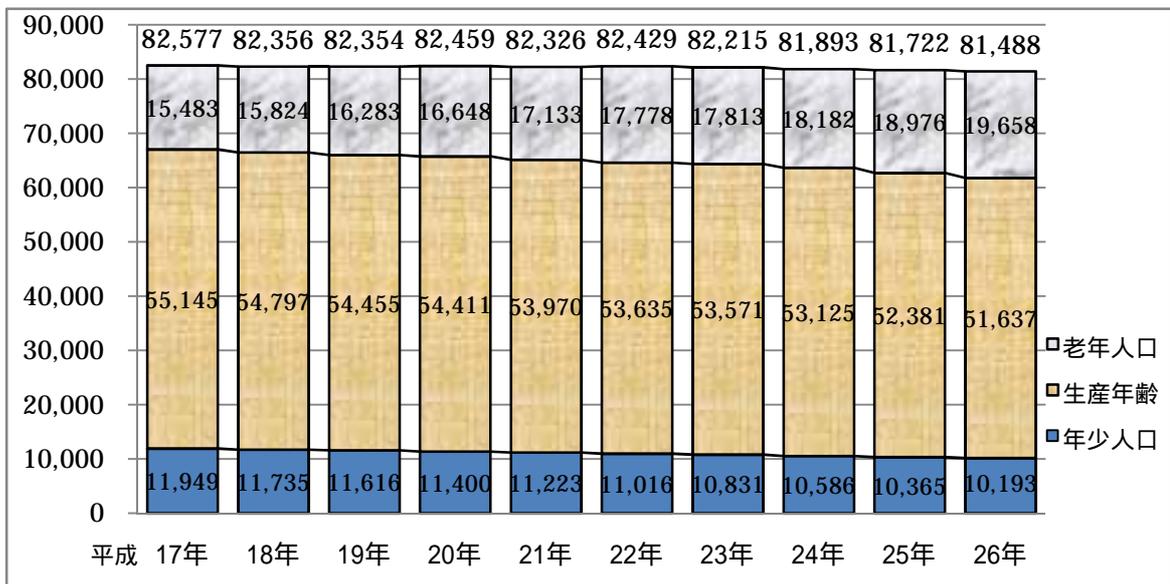
平成15年から人口減少が始まっており、引き続き漸減傾向が予想されることから、平成26年度の総人口は81,488人と予想されます。

推計人口の年齢三区分別人口をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少が予想され、老年人口は増加することが予想されます。

また、総人口に占める年少人口の割合と、老年人口の割合を比較すると、年少人口は1.1%減少し、老年人口は3.3%増加すると予想され、益々の少子化、高齢化が進行すると予測されます。

年齢三区分別人口推計の推移

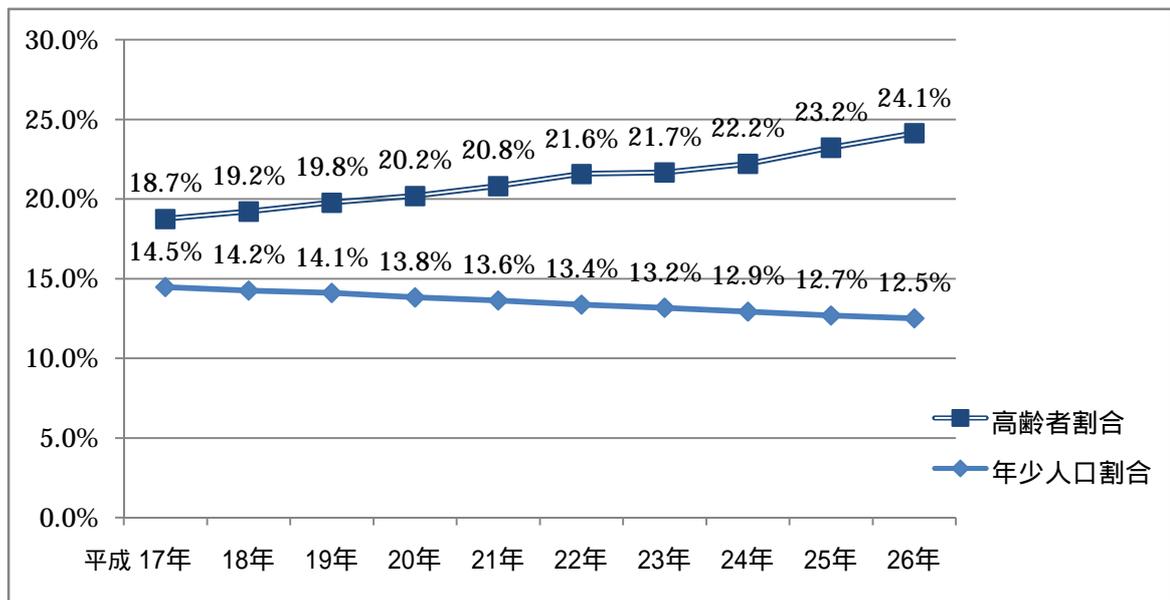
単位：人



資料：平成17年から平成21年までの毎年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

年少人口及び高齢者人口推計の推移

単位：人



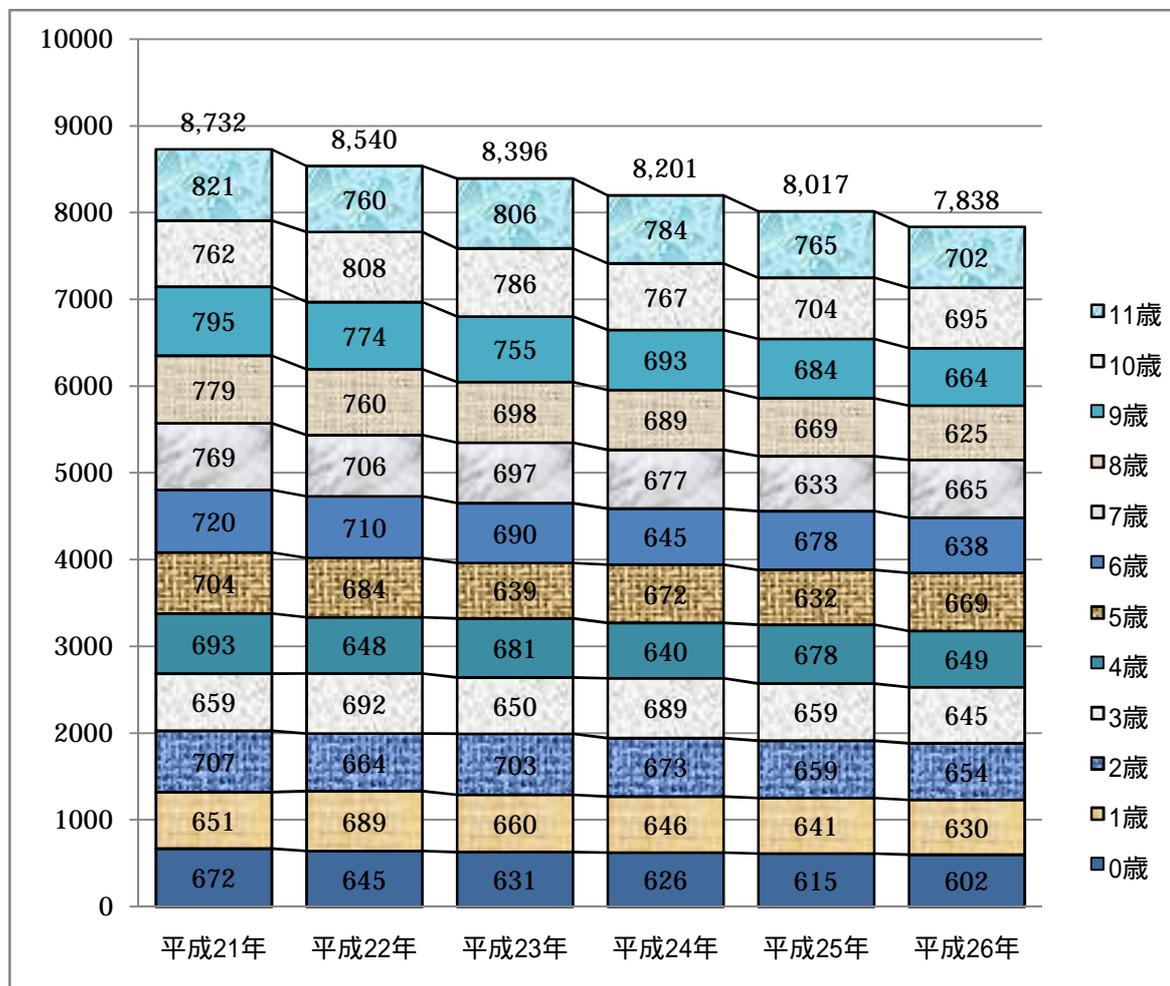
資料：平成17年から平成21年までの毎年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

(2) 児童人口の推計

乳幼児・小学校児童数(11歳以下の人口)の人口推計は、平成21年が8,732人である児童数が、平成26年には7,838人になることが予測されます。

児童人口の推計の推移

単位：人



資料：平成17年から平成21年までの毎年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

<現状と課題>

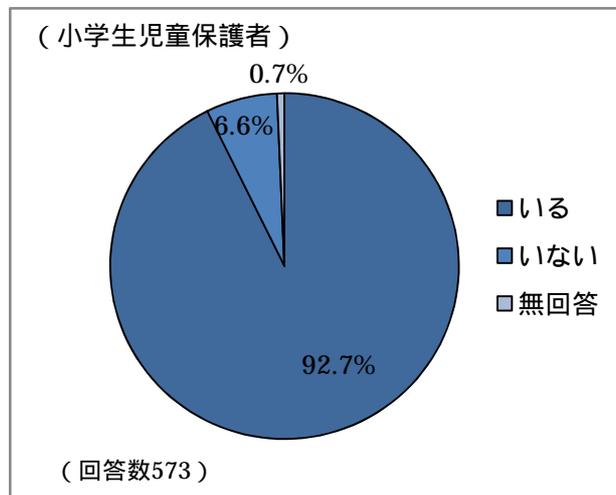
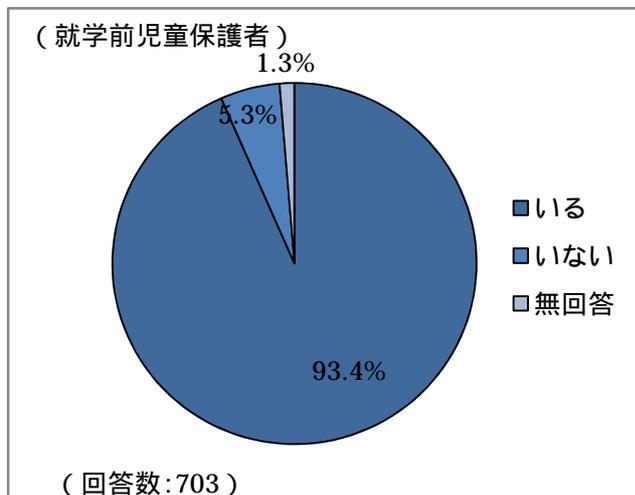
安心して子どもを生き育てるためには、地域において子育てを支援する社会づくりが必要です。本市においては、これまで働く親への子育て支援だけでなく、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、親同士の交流の場でもある地域子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業、各種相談事業など地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ってきました。

核家族世帯が非常に多くなっている現状のなかで、平成20年度のアンケート調査結果では、「子育てを楽しんでいることの方が多い」と回答した人は、就学前保護者が37%、小学生保護者32.5%で、「大変と感じることの方が多い」は、就学前保護者12.8%、小学生保護者12.2%、また「気軽に相談できる相手が身近にいない」は就学前保護者で5.3%、小学生保護者で6.6%が回答しており、子育てに伴う孤独感やストレスを感じることも多いと懸念される場合もあります。子育ての大変さ解消のために必要なこととして、就学前保護者では48.4%が「地域における子育て支援の充実」をあげています。

さらに、共働きの家庭においては、昔のように同居している祖父母や近所の知人などに、保育所の送り迎えを頼んだり、一時的に預かってもらうことが容易にできない状況もあります。

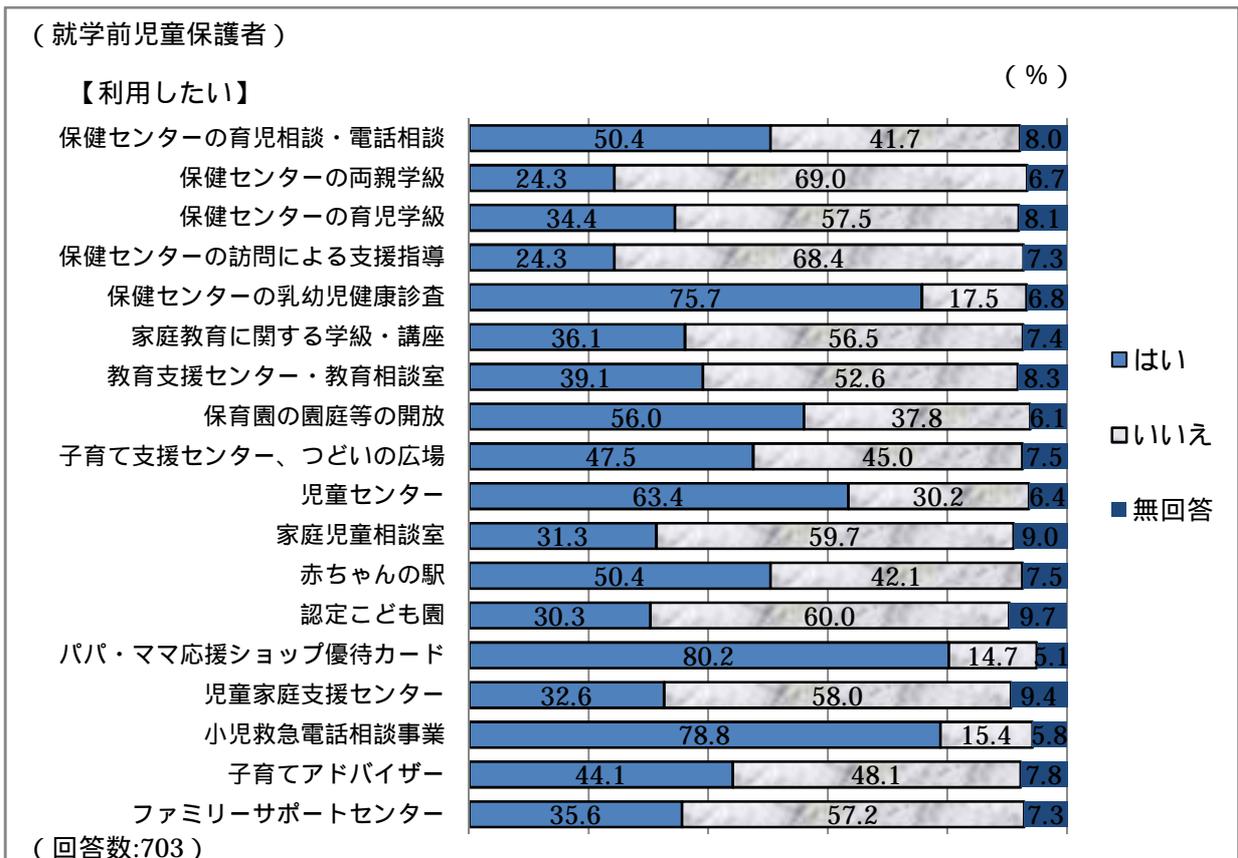
このような中で、今後さらに在宅における児童の養育支援をはじめ、保育園や幼稚園における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、子育て親子の交流の場を積極的に提供していくこと、また情報をより広く発信していくことが必要となってきました。

◆子育てについての相談相手の有無



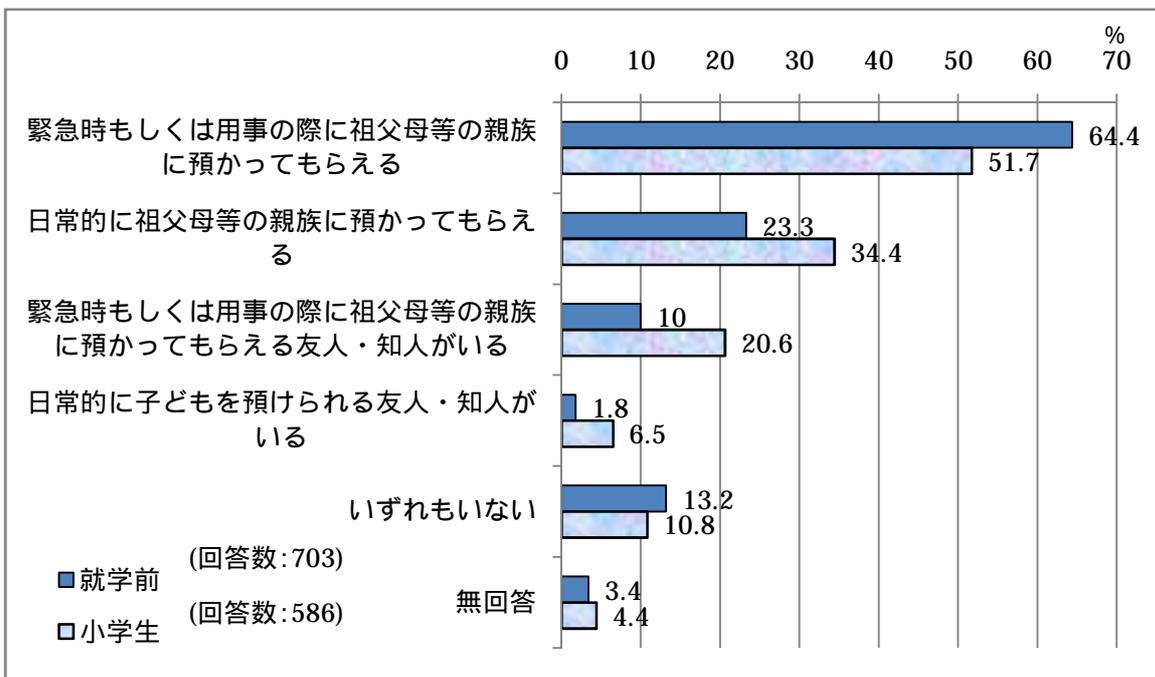
資料：本市アンケート調査(平成20年度)

◆子育て支援サービスの今後の利用希望



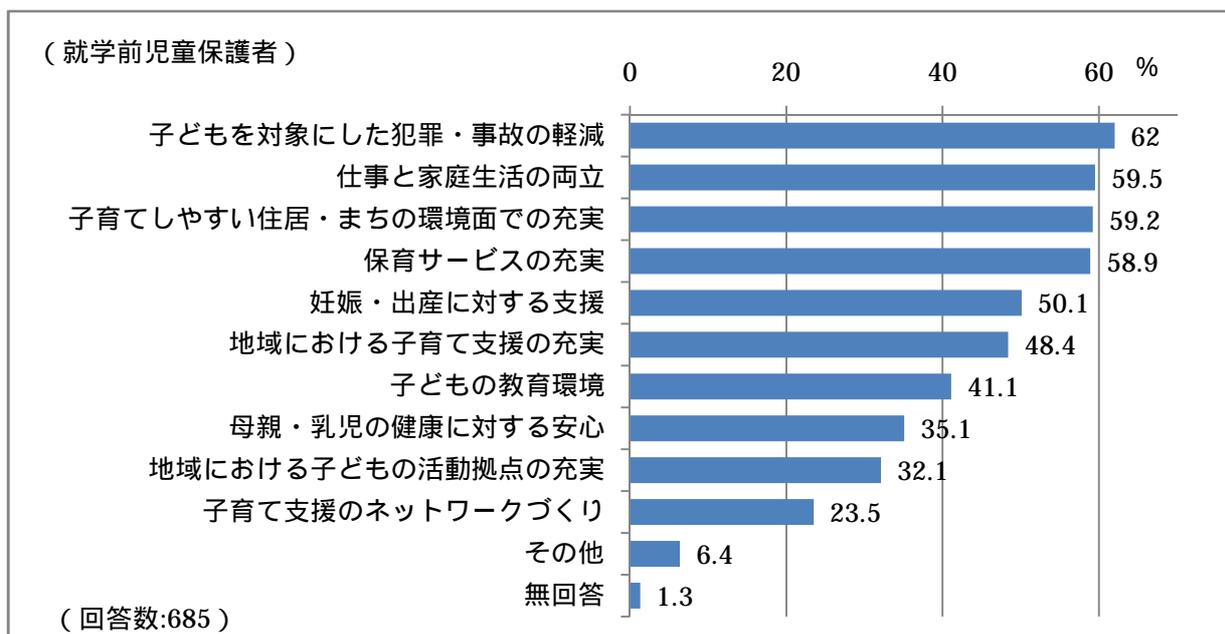
資料：本庄市アンケート調査(平成20年度)

◆子どもの預かりについて

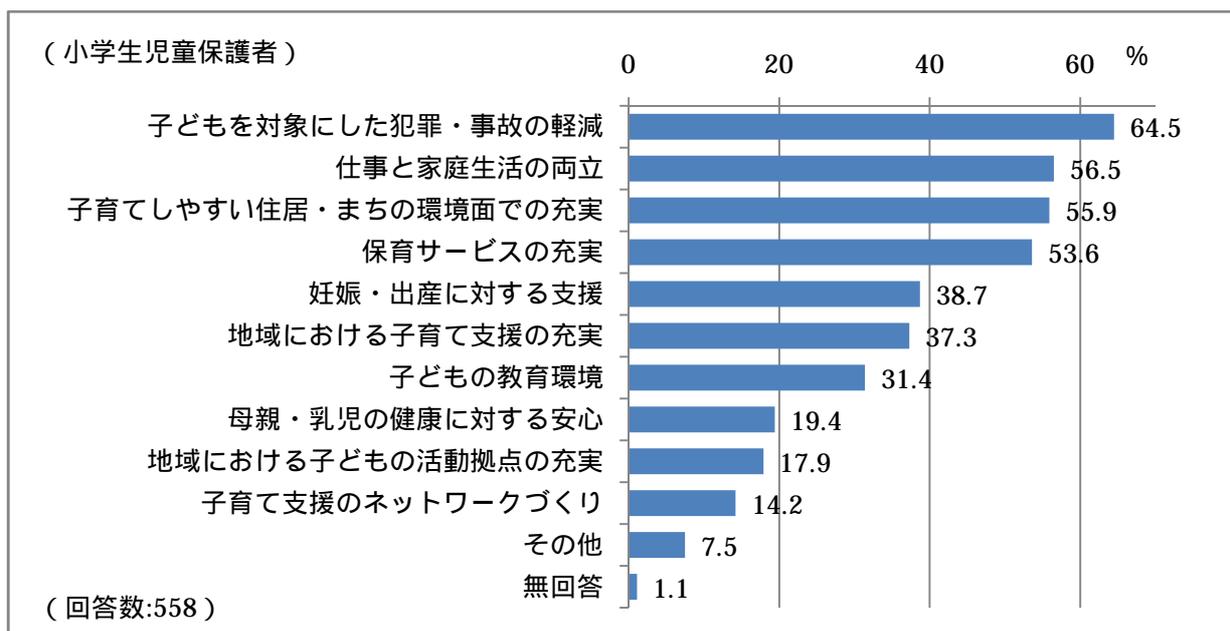


資料：本庄市アンケート調査(平成20年度)

◆有効と感じる子育て支援・対策（複数解答可）



資料：本庄市アンケート調査(平成 20 年度)



資料：本庄市アンケート調査(平成 20 年度)

< 今後の取り組み >

次代を担う子どもたちと専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスと相談体制の充実を図ります。

取組事業

各種子育て支援の充実

事業名	取組事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業 【目標事業量はP63】	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援していきます。	子育て支援課
養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施していきます。	健康推進課
一時預かり事業 【目標事業量はP62】	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	保育課
特定保育事業 【目標事業量はP60】	保護者の就労形態が短時間、週に数日等で決まった日時のみ保育を必要とする児童を対象に保育を行っていきます。	保育課
病後児保育事業 【目標事業量はP62】	病気回復期にあり、保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。	保育課
保育所就園支援	保護者の経済的負担軽減のため、国の基準額に対し保育料の軽減を継続していきます。	保育課
放課後児童健全育成事業の充実 【目標事業量はP62】	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした学童保育所（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
ショートステイ事業 【目標事業量はP64】	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かる事業を検討していきます。	子育て支援課
児童手当支給事業	児童の養育者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を促進します。	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配布する応援ショップ事業を、県と協同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。	子育て支援課

相談・情報提供体制等の充実

事業名	取組事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業 【目標事業量はP63】	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	保育課
つどいの広場事業 【目標事業量はP63】	主に乳幼児(0歳～3歳)を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
子育て総合支援窓口の充実	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。	子育て支援課
子育て情報誌の提供	子育て情報を集約した「子育てガイド」を、妊娠届等の際に配布するとともに、各関連施設に配置し、また、情報を収集に努め内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
市長への手紙	子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書広報課

(2) 仕事と生活の調和の推進

< 現状と課題 >

国は、少子化の流れを変えるためには、就労と出産・子育ての二者択一の構造を解消し、「女性が安心して結婚・出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けるシステム」へとしていくこと、すなわち、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現をめざした働き方の取り組みを始めています。

そのためには、男性・女性が家事や育児を分担して行い家庭におけるそれぞれの役割を担うために、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方が選択できるように進める必要があります。

また、家庭だけではなく事業主側が子育てに対する理解を示し、職場優先や固定的な性別役割分担といった従来の考え方を変える意識改革が重要です。

育児休業については、女性も男性も取ることは可能になっていますが、大半が女性による取得であり男性によるこの制度の利用は進んでいないのが現状です。このため、就労者や企業の事業主、地域住民等一人ひとりの意識、社会意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要です。

さらに、女性の就労率の増加や就労形態の多様化、また、企業においても育児休業制度の充実などにより出産後も就労を継続する女性が増加しており、保育需要が増大している中、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、労働者や企業などによる取組のほか、保育園や幼稚園の平日昼間の保育サービス、延長保育、休日保育、放課後児童クラブなどの多様な働き方に対応する保育サービスの充実が欠かせないものとなっています。安心して仕事と子育てができる社会をめざすためには、家庭や地域における支援体制の充実とともに、安心して両立ができるよう多様なニーズに応じた、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境の整備が必要になります。

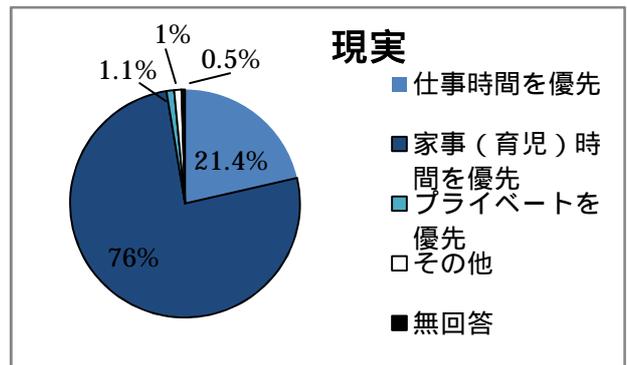
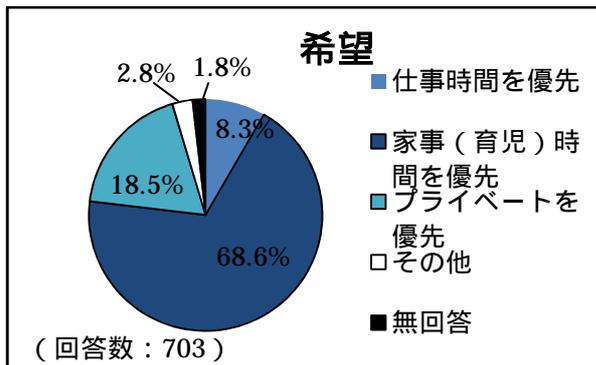
本市には、平成21年3月現在で、公私立合わせて21施設の認可保育所があり、定員は合計で1,875人に対して、定員の弾力化を進める中で2,142人(管外受託含む)の子どもたちが入園しています。これらの保育所では、延長保育や一時預かり保育の実施も取り組んでいますが、多様な働き方の選択の幅が広がる中で、休日の不定化など保護者の就業環境も変化しており、様々な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や休日保育サービス等の充実を図る必要があります。

また、こうした保育需要は就学前の子どもだけでなく、小学生児童も両親の共働き等で放課後留守家庭となる状況が増えており、平成20年度のアンケート調査では、来年度就学予定児童の保護者で、児童クラブを利用したいと回答した人の割合が4割、小学生の低学年で利用していると回答した割合は26%となっています。放課後児童クラブの設置数は、平成21年度当初で公設公営4か所、民設民営13か所(委託11か所)と整備されていますが、入室希望児童数の増加に伴い、一部地域において待機児童が発生していることが課題となっています。

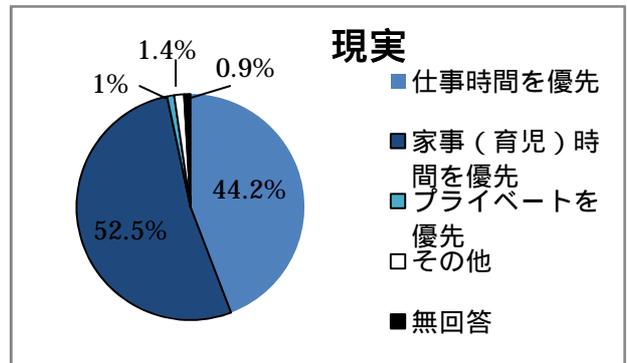
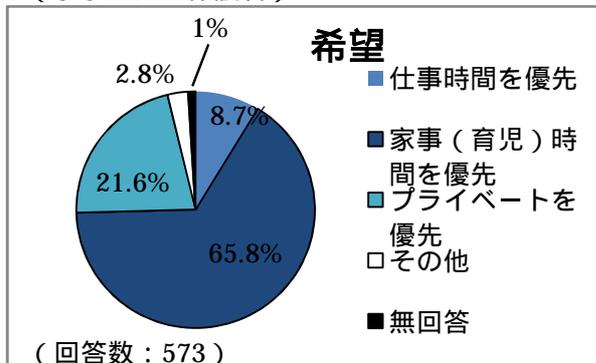
さらに、サービスの量的確保もさることながら、保育施設には、子どもを安心して預けられる施設であることが求められています。サービスの質的向上を図るため、保育士の研修や施設環境の整備改善が必要になります。

◆「仕事時間」と「生活時間」の優先度について

(就学前児童保護者)

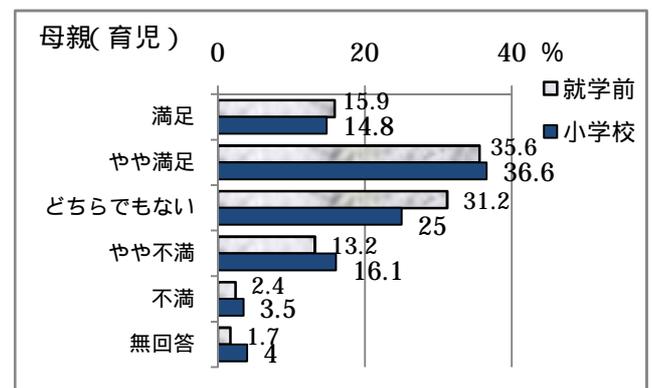
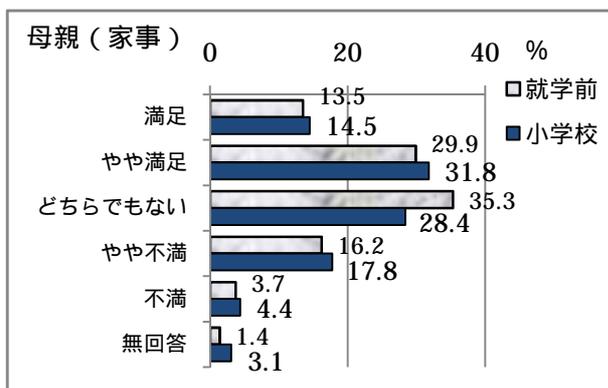
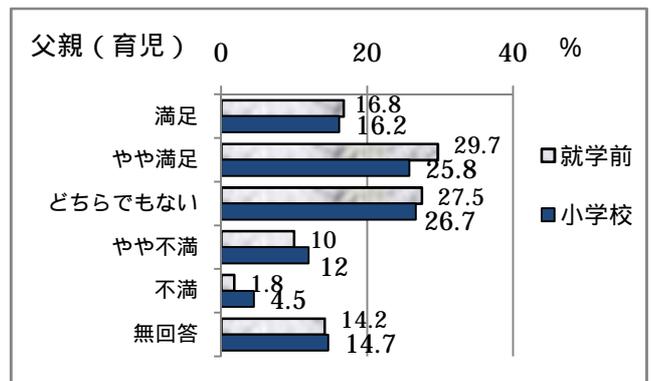
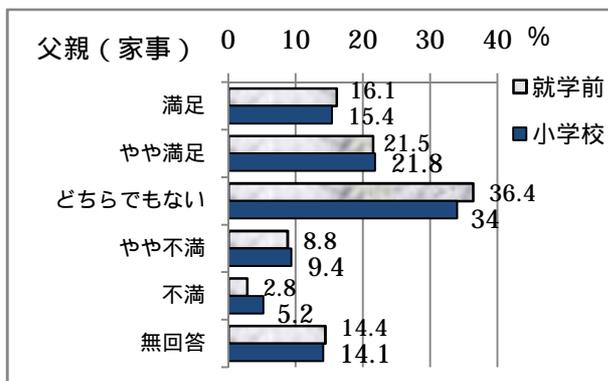


(小学生児童保護者)



資料：本庄市アンケート調査(平成20年度)

◆家事・育児について(自分の家事・育児に関する満足度)



資料：本庄市アンケート調査(平成20年度)

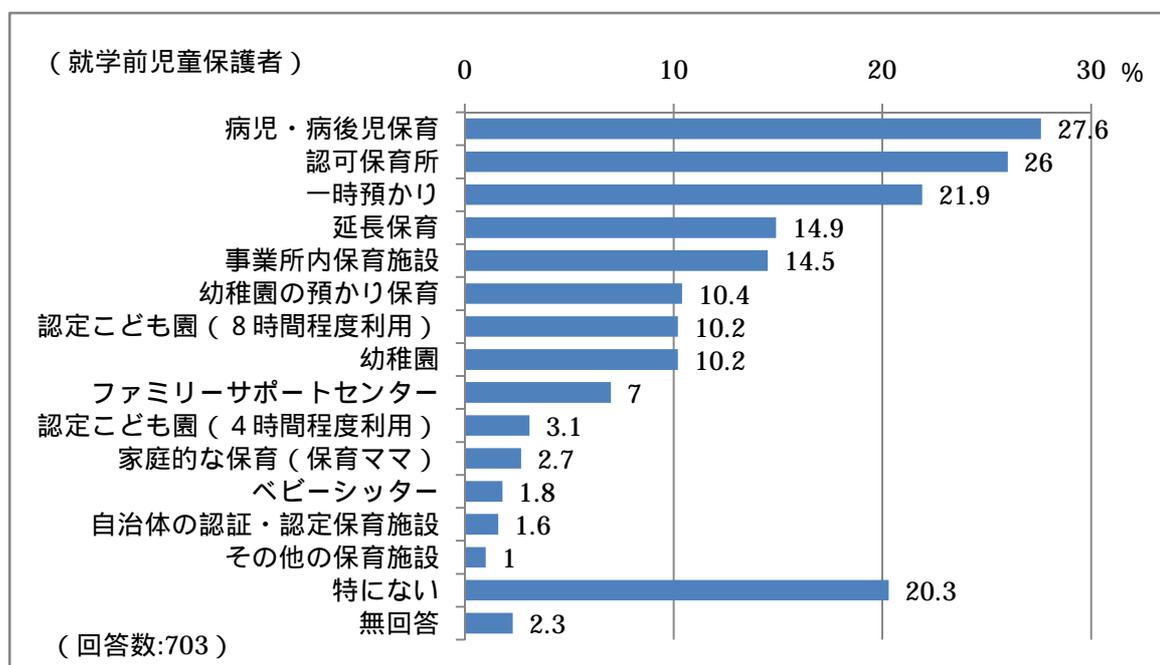
◆現在利用している年齢別保育サービス（複数回答可）

（単位：％）

	計	認可保育所	家庭的な保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	認定こども園【4時間程度】	認定こども園【8時間程度】	その他の保育施設	幼稚園	幼稚園の預かり保育	ベビーシッター	ファミリーサポートセンター	無回答
全体	471	71.5	0.2	1.3	0.6	0.4	1.1	0.8	24.8	8.9	0.0	0.4	0.4
5歳	110	61.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	35.5	18.2	0.0	0.9	0.9
4歳	97	58.8	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	38.1	13.4	0.0	1.0	0.0
3歳	93	61.3	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	35.5	9.7	0.0	0.0	0.0
2歳	63	88.9	1.6	1.6	0.0	1.6	3.2	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
1歳	61	95.1	0.0	0.0	1.6	0.0	3.3	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
0歳	35	88.6	0.0	11.4	2.9	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：本庄市アンケート調査（平成20年度）

◆希望する保育サービス（*今後利用したい、またはサービスが不足しているもの）

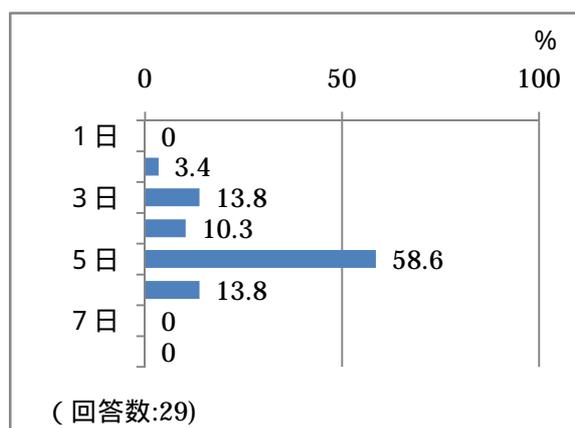
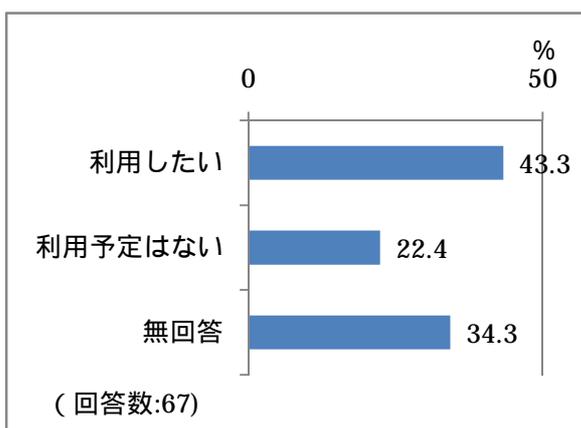


資料：本庄市アンケート調査（平成20年度）

◆放課後児童クラブの利用希望

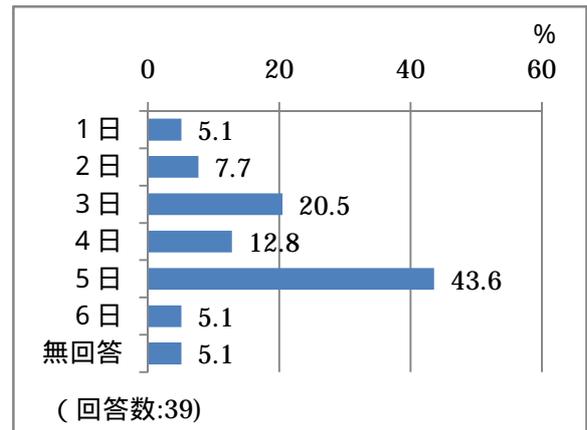
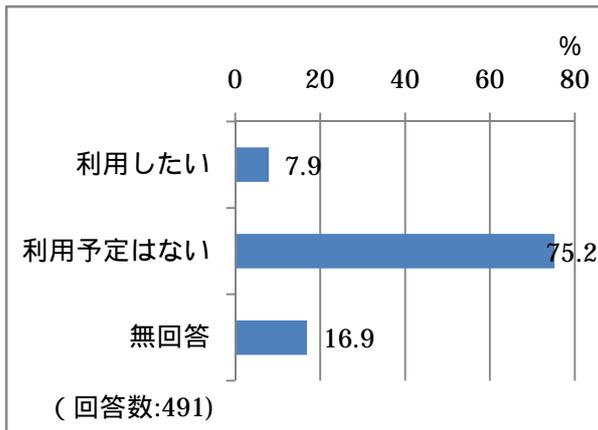
◆児童クラブ1週間あたりの利用希望日数

就学前児童保護者（来年度就学予定の児童の保護者の回答）



資料：本庄市アンケート調査（平成20年度）

小学校児童保護者（現在利用していないが今後利用したい回答）



資料：本庄市アンケート調査（平成20年度）

< 今後の取り組み >

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発の充実を図るとともに、多様な働き方を選択しやすい環境づくりや男女ともに育児休業制度の利用しやすい社会機運の醸成に努めます。

就労などにより、家庭で保育することができない児童の保護者を対象に、ニーズを十分に踏まえ、利用しやすい保育サービスの充実を推進します。

また、保護者の就業形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向を踏まえ、休日保育の検討、延長保育の充実を図ります。

さらに、企業、ハローワークと連携して、育児中の母親の再雇用推進を図ります。

取組事業

仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

事業名	取組事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発	ワーク・ライフ・バランスの事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行っていきます。	商工課 子育て支援課
男女共同参画の推進	一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、共に協力し、社会のさまざまな分野でいきいきと活動することができる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。	人権推進課
労働時間の短縮	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動に共に参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。	商工課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員に対する啓発を図ります。	商工課
事業所の行動計画策定の支援	事業所における次世代育成支援行動計画策定の啓発を行っていきます。	商工課 子育て支援課

事業名	取組事業内容	担当課
ハローワークの求人情報の提供	ハローワーク本庄で発行している求人情報を庁舎・支所等に配置し、就業希望する市民に対して情報提供を行います。	商工課
内職情報提供	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工課
労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工課
資格・技術取得情報の提供	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工課

就労などを支援する保育サービスの充実

事業名	取組事業内容	担当課
通常保育事業の充実 【目標事業量はP60】	保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施します。保育内容の充実を図っていきます。	保育課
延長保育の充実 【目標事業量はP61】	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間を超えて保育を実施し、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。	保育課
休日保育の検討 【目標事業量はP61】	休日（日曜・祝日）の保育体制（公立・私立）を検討していきます。	保育課
家庭保育室委託事業	保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、乳幼児の保育業務を保育室に委託し実施します。保護者の経済的負担軽減のため保育料の一部助成を行います。	保育課
病後児保育事業（再掲） 【目標事業量はP62】	病気回復期にあり、保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。	保育課
放課後児童健全育成事業の充実（再掲） 【目標事業量はP62】	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした学童保育所（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
民間保育所運営改善等助成事業	児童の処遇改善や低年齢児等の入所促進を目的とした、十分な人材を確保するための雇用に係る経費等を助成します。	保育課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、餅つきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図ります。	保育課

事業名	取組事業内容	担当課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て支援課 保育課
保育所施設整備助成事業	園舎の新築等の整備に対して助成します。	保育課

(3) 子育て支援のネットワークの充実

< 現状と課題 >

子育てを社会全体で支援するためには地域・保育所・幼稚園・学校・公民館・図書館などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動の情報を保護者に提供し協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

また、子育てを行っているすべての家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供し、子育てや子育て支援を開かれた形にしていくためには、地域全体に子育てに関する情報をわかりやすく提供していくことが必要です。

さらに、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携して協力しながら、ネットワーク活動の一層拡大と、地域の住民の多くが子育てへの関心理解を深め地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する啓発をしていくことが子育て環境の充実には必要です。

< 今後の取り組み >

引き続き、地域における関係機関の連携を推進し、子育て支援機関、団体、サークル等のネットワークや情報交換の場を提供することにより、子育て家庭への充実した子育て情報の提供に努めます。

取組事業

子育て支援のネットワークづくり

事業名	取組事業内容	担当課
子育てサークル等への活動の支援	子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。	子育て支援課
子育て支援ネットワークの充実	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関他地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。	子育て支援課

(4) 児童虐待防止対策の充実

< 現状と課題 >

児童虐待に関する相談件数は、増加する傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいなかったり、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートして虐待をしてしまうなど、どこの家庭にでも起こり得ることとされています。

しかし、虐待または虐待と思うようなことに遭遇しても、大半の人が何もしていません。注意・通報は、地域の間人関係を阻害することにもなりかねず、ためらいが見受けられます。児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関が参加する本庄市要保護児童対策地域協議会での状況に応じた的確な支援が不可欠です。

< 今後の取り組み >

引き続き、児童虐待の早期発見・対応のため、新生児・乳幼児・妊産婦訪問の活用を図るほか児童相談所、民生児童委員、保育所や教育機関、保健医療機関、警察等の関係機関とのネットワークの充実・強化を図るとともに、通告義務等の児童虐待防止に関する啓発に努めます。

また、育児不安の軽減のため、親同士の情報交換や友達作りができるような場の提供を図ります。

取組事業

児童虐待防止対策の充実

事業名	取組事業内容	担当課
家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業（再掲） 【目標事業量はP62】	子育てからくる疲れ、ストレスを感じている場合に、保育所で一時的に子どもを預かることで児童虐待につながらないための防止策の一つとします。	保育課
地域子育て支援センター事業（再掲） 【目標事業量はP63】	子育て家庭への育児相談により育児不安の解消を図ることで、児童虐待の防止に努めます。	保育課

事業名	取組事業内容	担当課
つどいの広場事業（再掲） 【目標事業量はP63】	主に乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流できる場を提供し、育児不安の軽減を図ります。	子育て支援課
未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問	出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行います（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。	健康推進課
親子ふれあい広場「カンガルー広場」	主に0～2歳位までの乳幼児と母を対象に、育児不安軽減のために育児相談、親同士の情報交換・友達づくり・遊び場の提供を行い、孤立することなく楽しく育児ができることにより虐待につながることがないよう配慮します。	健康推進課

（５）ひとり親家庭等の支援体制の充実

< 現状と課題 >

近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がいないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。

母子家庭等の子どもの健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。そのためには、母子家庭等に対し、相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を充実し、地域や社会全体で支援することが必要となります。

また、ひとり親家庭等の支援については、各種経済的支援や就業支援において父子家庭には制度面等で一部支援されていない現状であることは課題となっています。

< 今後の取り組み >

引き続き、母子家庭等の自立に必要な、職業能力の向上及び求職活動等就業についての情報提供や相談、指導等の支援を充実していきます。

また、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成や生活費、養育費、教育費等経済的困窮に関する支援も推進していきます。

なお、父子家庭に対する支援のあり方について検討していきます。

取組事業

ひとり親家庭の支援体制の充実

事業名	取組事業内容	担当課
母子生活支援施設への入所	様々な事情や、最近多くみられる、家庭内暴力等により保護が必要またはこれに準じる家庭の母子を支援施設へ入所・保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭児童就学支度金支給制度	中学校入学予定の児童を養育しているひとり親家庭の親に対し入学準備に必要な経費の一部を助成し費用負担の軽減を図るための県の事業で、市が申請の受付を行います。制度の周知、利用の促進に努めます。	子育て支援課
母子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課
特定者用 J R 定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者(含同一世帯員)が J R 定期乗車券割引制度利用の際に申請受付及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	保険課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定を図るために児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
母子家庭自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
家庭児童相談事業(再掲)	ひとり親家庭の、子育てや生活に関する悩みに対応するため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課

(6) 障害児施策の充実

< 現状と課題 >

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で安心した生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援が必要です。

障害の原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。このことから、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障害の早期発見ができる体制づくりが重要になります。さらに、発達の遅れや障害が発見された子どもと保護者に対し、適切な医療や指導が受けられるような支援体制の確立が必要です。

また、障害の重度・重複化、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等への対応など、障害児教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の展開が必要になります。

さらに、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるという考え方が急速に広まりつつあり、障害のある子どもが、障害のない子どもとともに身近な地域でいきいきと安心して成長できるよう、保育所、幼稚園、学校等で連携を図り、障害のある子どもの受け入れを推進することが重要になります。

< 今後の取り組み >

引き続き、障害のある子どもたち一人ひとりのニーズにあった、保育所・幼稚園への入園または交流活動ができる体制と施設の整備に努め、職員の資質向上に取り組んでいきます。

また、心身の発達に遅れや障害のある子どもの保護者や、教育上特別な配慮を要する児童を対象に、就学や進級についての相談を行います。相談にあたっては、関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応ができるよう努めます。

取組事業

障害児施策の充実

事業名	取組事業内容	担当課
療育相談・教室	「うごきの教室」、「ことばの教室」、「こころの教室」、「バナナっ子クラブ」、健診、訪問等で把握したり相談を受けた障害児及び発達障害が疑われる児童(乳児～学童)に対し、発達を促すため個別相談・指導及び集団指導を実施します。	健康推進課

事業名	取組事業内容	担当課
早期療育充実に向け関係機関との連絡調整	障害児及び発達障害が疑われる児童に関する医療機関や療育機関の関係者が同一步調で、保育所・幼稚園・学校等の状況に応じて情報交換や相談を行い、児童・保護者を支援していきます。	健康推進課
就学时健康診断事業	小学校新一年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行っていきます。	学校教育課
幼保小交流会研修会	幼稚園・保育所と小学校の職員が一堂に会し、子どもの発達をふまえ、幼児教育から学校教育への円滑な移行を推進するため、達成目標の協議等の研修を実施します。	学校教育課
障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント	障害がある児童または障害の可能性のある児童に、必要な訓練または福祉サービスについて福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが連携しつつ総合的に相談して、児童と保護者を支援していきます。	福祉課
障害者手帳の取得	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように内容の周知を図り、身体障害者手帳または療育手帳の取得を勧めていきます。	福祉課
障害者手当の給付	重度障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担の軽減のため、次の手当を支給します。 障害児福祉手当(常時介護が必要な重度障害がある児童) 在宅重度心身障害者手当(障害児福祉手当が支給外の重度障害がある児童 = 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、Aの所持者)	福祉課
用具の給付	障害がある児童に、必要な補装具及び日常生活用具を支給し、障害の更生と日常生活の自立を図っていきます。	福祉課
重度心身障害者医療費の支給	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を医療費として支給していきます。(対象者 = 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・A・Bを所持する児童)	福祉課
児童デイサービスの利用	障害がある児童または発達に問題があると思われる児童に、必要な訓練を提供する児童デイサービスの利用を促進して、障害の更生、発達の援助を図ります。 児玉郡市内でのサービス提供事業所の開設を、社会福祉法人等に働きかけていきます。	福祉課

事業名	取組事業内容	担当課
在宅福祉サービスの利用	様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。 児童居宅介護 児童短期入所 心身障害児(者)生活サポート事業	福祉課
障害児施設の利用	障害のある児童が、その障害に対応した施設に通所または入所して利用することにより、障害の更生を推進していきます。(施設例：知的障害児施設、肢体不自由児施設、重度心身障害児施設その他)	福祉課
家庭児童相談事業(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
障害児保育の充実	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受入保育園に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	保育課
特別支援教育の充実	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
放課後児童健全育成事業の充実(再掲) 【目標事業量はP62】	放課後児童クラブへの入所を希望する障害児の受入を推進していきます。特別支援学校等に通学する障害児を対象とした特別支援学校児童クラブには助成を行い、放課後の児童の健全育成を図っていきます。	子育て支援課

2 親と子の健康確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

< 現状と課題 >

少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、孤立した育児になりがちな現状があります。

母親が、妊娠から出産、育児へと、安心・安定した状態で過ごすことができるよう、健康診査や健康相談、健康教育の他、個別対応態勢の充実等、きめ細かな対応が望まれています。

さらには、思春期保健も視野に、連携・協同を推進していくことが必要です。

< 今後の取り組み >

特に、夫婦共同で育児に向かえるような意識づくりや、発達について学べる育児講座の開催など、ゆとりをもって養育にあたれるような支援体制を整えていきます。

妊娠期から乳幼児期を通じた一貫した保健サービスの充実、及び子育て支援事業等との連携調整により養育環境の充実に向けた取り組みを行ないます。

取組事業

子どもや母親の健康の確保

事業名	取組事業内容	担当課
乳幼児健康診査	「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を持つ親への支援として実施します。受診後のフォロー体制を整備していきます。	健康推進課
乳幼児健康相談	「10か月児健康相談」、「2歳児健康相談」、「すくすく相談」、「電話相談」保健師・看護師・栄養士による個別相談や母子関係形成に向けての集団指導を実施します。	健康推進課
乳幼児歯科健康診査・歯科健康相談	「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康相談」、「3歳児健康診査」の際、同時に実施します。乳幼児の歯科健診やブラッシング指導を個別、または集団指導の形で行い健康の維持増進を図ります。また、フッ素塗布の実施を検討していきます。	健康推進課
未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問（再掲）	出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行います（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、以後の健やかな成長への支援につなげます。	健康推進課

事業名	取組事業内容	担当課
両親学級 「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心してお産にのぞめるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	健康推進課
育児学級 「コアクラス」	身体的にも精神的にも成長発達が著しい1歳～1歳4カ月児を持つ保護者を対象に、からだやことば・心の発達・子どもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援を行っていきます。	健康推進課
親子ふれあい広場「カンガルー広場」（再掲）	0～2歳位までの乳幼児と保護者を中心に、育児不安軽減のために育児相談、親同士の情報交換・友達づくり・遊び場の提供など、孤立することなく楽しく育児ができるよう、気軽に集まれる場として実施していきます。	健康推進課
妊婦健康診査	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査やHIV検査の実施及び対象となる妊婦への超音波検査の実施を進めていきます。	健康推進課

（２）「食育」の推進

< 現状と課題 >

「食育」とは、子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。近年の社会環境や生活様式の変化による偏食や欠食等の食習慣の乱れは、「肥満」や「思春期やせ症」などの問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に関係することもあります。乳幼児期から望ましい食習慣を身につけさせることは、その後の生涯にわたる食習慣の基盤になります。また、食を通じた豊かな人間性の育成、家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることも求められています。したがって、食習慣の形成時期である乳幼児期から、正しい食教育を受けたり、さまざまな食体験を経験させることが大切です。

< 今後の取り組み >

引き続き、豊かな人間性の形成や心身の健全育成を図るため、乳幼児期から望ましい食習慣の定着を図っていきます。

取組事業

「食育」の推進

事業名	取組事業内容	担当課
保育所における「食育」の推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	保育課
学校教育における「食育」の推進	学校教育課程において給食指導や教科等を通して子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせていきます。	学校教育課

(3) 思春期保健対策の充実

< 現状と課題 >

思春期は、子どもから大人へと変わっていく時期であり、身体面の著しい成長に比べ、精神面の成長が伴っていないために、様々な問題が生じやすい時期であることから、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、子どもたちに接することが必要となります。

また、近年思春期における性行動が活発化していることを背景に、人工妊娠中絶や性感染症罹患率が増える傾向にあります。さらに、未成年者の喫煙や飲酒、薬物の使用、不規則な食習慣や過剰なダイエットなどで体の健康を害していることが問題になっています。

これらの思春期の体や心の問題が、生涯の健康に影響するとも言われており、思春期において、生命の尊さ、性や性感染症予防、結婚から育児に至るまでの知識の正しい普及と飲酒・喫煙・薬物に関する教育を充実するとともに、相談体制の確立が必要です。

< 今後の取り組み >

引き続き、医師など保健関係者との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及や心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、心身の健康づくりを支援していきます。

取組事業

思春期保健対策の充実

事業名	取組事業内容	担当課
薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課

(4) 小児医療の充実

<現状と課題>

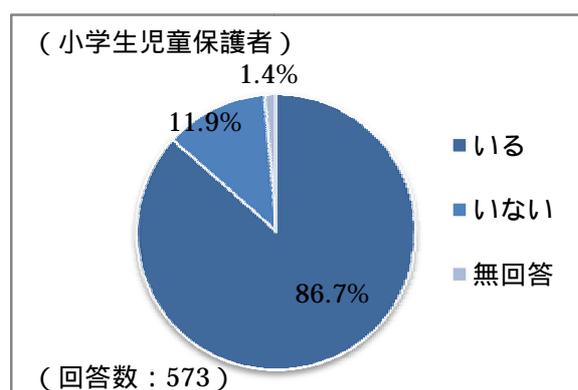
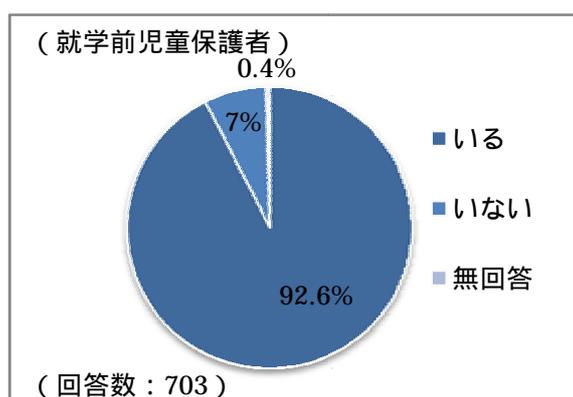
少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものですが、全国的に小児科医が減少している状態にあります。

小児医療において、地域に密着し重要な役割を果たしているのが、かかりつけ医です。平成20年度に実施したアンケート調査によると、就学前児童では9割以上にかかりつけ医がいることから、子どもが小さい頃から継続的に診てもらうことで、単に病気の診断や治療だけでなく、子どもの発達や発育について相談などによってもらうことができ、保護者の安心にもつながります。

また、子どもは急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。保健センター内の休日急患診療所では、平成19年度より夜間診療も開始しています。埼玉県では急病のとき、家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じる小児救急電話相談(8000)を実施していますが、平成20年度のアンケート調査では、知っていると回答した保護者の割合は、就学前児童の保護者は67.9%、小学生の保護者は47.6%となっており、今後も、一層の周知をしていく必要があります。

子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子ども医療費支給を実施していますが、平成20年4月から児玉郡市内の医療機関を対象に現物給付(窓口払い無し)を実施し、平成21年7月から医療費の助成対象を中学校就学前までに拡大しています。

◆かかりつけ医の有無



資料：本庄市アンケート調査(平成20年度)

<今後の取り組み>

引き続き、小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤であることから、小児医療の充実・確保に努めます。

また、地域医療体制及び救急医療体制の機能強化のため、各医療機関等との連携

を強化し、救急・休日・夜間診療体制の整備などきめ細かな医療サービスの提供に努めます。

取組事業

小児医療の充実

事業名	取組事業内容	担当課
子ども医療費支給事業	0歳から中学校就学前までの児童のいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。	保険課
休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営していきます。	健康推進課
在宅当番医制運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日に診療を行う医療機関を当番制により急患に対応していきます。	健康推進課
第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児二次救急運営事業	熊谷、深谷、児玉の各救急医療圏が共同して救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児救急医療後方支援事業	小児二次救急診療業務の空白日対応について、深谷市と児玉郡市で協定を結び深谷赤十字病院及び熊谷総合病院で実施していきます。	健康推進課

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

<現状と課題>

少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化の進展とともに、身近に赤ちゃんが少なくなり、以前にも増して赤ちゃんや小さな子どもに接する機会がないまま、親になる世代が増えています。

子どもの頃から地域の中で赤ちゃんや年下の子どもと出会い、ふれあう機会をもつことによって、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを体験できるような取り組みを行なっていくとともに、子育て支援グループが行なっている中高生を対象とした保育ボランティア体験活動なども支援していく必要があります。

また、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を、平成21年度に作成している「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づいて推進し、将来親になるであろう世代の子どもたちの健やかな成長を図っていく必要があります。

<今後の取り組み>

児童センターなどで、社会体験活動を通して、乳幼児や年下の子どもとふれあうことにより、子どもを産み育てることの意義を考えたり、子育ての楽しさを体験できるような取り組みを行なっていきます。また、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを子育て支援グループ等と協働し推進していきます。

取組事業

親の力の向上

事業名	取組事業内容	担当課
親の学習推進事業	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を、平成21年度に作成している「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課

(2) 児童の健全育成

< 現状と課題 >

学校が週5日制になり子どもの自由時間が増大する一方、少子化や核家族化の進行、テレビゲームなどの広がりにより、外で元気に大人数で遊ぶ子どもの姿が少なくなり、室内で少人数または一人で遊ぶ子どもが増加しています。このことにより、友だちと遊ぶことによって培われる善悪の判断や公共のルール・マナーの習得、相手を思いやる心などを育ていく機会がなかなか持てず、忍耐力や自制心の欠如した子どもが増えていると言われてしています。

子どもは、子ども同士あるいは大人とのつながりの中で、それぞれの発達段階に応じ様々な経験や体験をし、そのことが愛情や信頼感、思いやる心などを育てます。このため、子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の創造や様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

本市には、2か所に児童センターがあり、子どもが放課後や土曜日、夏休みなどの長期休校期間に安全に、自由に遊ぶことのできる居場所として役割を果たしているほか、いろいろなイベントも行っています。また、平成19年度から2か所、20年度からさらに1か所、計3か所の市公共施設で、就学前の子ども連れ親子が集まり、交流や情報交換、子育て相談できる「つどいの広場」事業を行なっています。

さらに、子どもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみで子どもを見守ることが大切です。そのためには、子どもに関わる家庭、学校、地域の連携を強化し、地域の子どもの問題や子育てについて情報を交換し、子どもが自由に安全に過ごせる遊び場や居場所づくりを進めていく必要があります。

< 今後の取り組み >

子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。また、異年齢児や地域住民など年齢を超えて交流できるようなイベントや行事の開催を積極的に推進し、人や文化にふれ合い人を思いやる心を育てていきます。

つどいの広場の充実を図り、子育て相談や情報提供、仲間づくりを支援し、子育て親子の孤立化の防止等を図っていきます。

取組事業

児童の健全育成

事業名	取組事業内容	担当課
青少年健全育成事業	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話、引きこもりなど現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課

事業名	取組事業内容	担当課
家庭児童相談事業 (再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
児童センター運営事業	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。また、つどいの広場や子育てサロン等も開催されており、子育て支援の地域拠点としての機能も果たしています。	子育て支援課
つどいの広場事業(再掲) 【目標事業量はP66】	主に乳幼児(0歳～3歳)を持つ子育て中の親がうちつけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育てに関する情報交換や子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
本庄市要保護児童対策地域協議会(再掲)	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに児童及びその家族への適切な支援を行なうため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が連携して、必要な情報交換、支援方法などを協議し児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
主任児童委員定例会議	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。	福祉課
本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組めます。	福祉課
本庄市国際交流協会への補助事業	市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、異文化の相互理解を深め、世界の人々の友好親善を図るとともに、世界に開かれたまちづくりのために、市民の国際認識や国際理解を高めていく取り組みを支援しています。	秘書広報課
おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館
ビデオ上映会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、毎月第3土曜日に世界や日本の名作ビデオの上映会を実施します。	図書館
子ども体験教室	市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。また、夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。	生涯学習課

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

<現状と課題>

学校は、子どもたちにとって、自分で課題を見つけ自ら学び、考え、主体的に判断して問題を解決する資質や能力である「生きる力」と生命の尊さや他人を思いやる「豊かな心」を育てていく場です。そのためには、一人ひとりの個性を伸ばし、将来責任ある社会人として自立するために必要な質の高い、魅力にあふれた教育を展開することが必要です。

一方、少子化や異世代間の交流が少なくなるなど遊び相手の減少等により、日常生活において体を動かして遊ぶ機会が減少していること、現代社会における大人のライフスタイルの変化が子どもに反映され、食事、睡眠などの基本的な生活習慣が乱れてきていることなどから、子どもの体力の低下が危惧されています。本市では、生涯スポーツの促進ということで、市民一人1スポーツを目標に掲げており、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、優れた指導者の育成、確保や、指導方法の工夫、改善等を進め、スポーツ環境の充実を図ることも重要です。

また、虐待やいじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、平成19年度に学校及び関係機関等で要保護児童対策地域協議会を設置していますが、発生予防及び早期発見、早期対応できるよう、協議会構成機関が連携を強化し効率的・効果的な運営を行なっていくことが重要です。さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要となります。

社会や経済のしくみが大きく変わっていく中で、学校教育に求められる役割も大きく変化しており、幼稚園、保育所、小学校の連携を深め、家庭、地域とも連携し地域に開かれた学校づくりと地域に根ざした特色ある学校づくりを進める必要があります。また、子どもが安全に安心して教育を受けられるように、安全に関する教育や不審者対応マニュアルを作成していますが、さらに、家庭、地域、学校が連携し一体となった安全管理体制の確立も必要となります。

<今後の取り組み>

次代を担う子どもたちの実態を把握し、生きる力を育む学校教育の推進に向けて、確かな学力と豊かな心の育成、体力向上や心身の健康の保持増進を推進していくため、学校評議員制度等も活用し、家庭及び地域と学校との連携・協力を図りながら、学校の教育環境等の整備と地域に根ざした特色ある学校づくりを引き続き推進していきます。

取組事業

確かな学力の向上

事業名	取組事業内容	担当課
教育用コンピューターの整備	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小・中学校の特別教室等のコンピューター等を整備し、情報教育環境の充実を図ります。	学校教育課

事業名	取組事業内容	担当課
IT教育の充実	教職員研修を実施し実践的なIT活用指導力の向上を図り、あらゆる教科でのIT活用を推進します。	学校教育課
学習サポート事業	35人以上の学級が、一定数以上ある小学校に学習支援員を配置し、担任と協力し、授業のサポートを行ないます。	学校教育課

豊かな心の育成

事業名	取組事業内容	担当課
総合的な学習時間の支援	早稲田リサーチパークや社会福祉協議会との連携をはかりながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の分野において、小・中学校への支援を行なっていきます。	学校教育課
中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動(職場体験)を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	学校教育課
地域ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
青少年平和学習事業	広島市または長崎市で開催される青少年平和学習会に市内4中学校の代表男女各1名計8名を派遣し、核の恐ろしさと戦争のもたらす悲劇を知るとともに、命の大切さ、平和の尊さを学習します。	秘書広報課
中学生まちづくり議会	未来を担う中学生に市議会議場を開放し、市議会定例会と同じ形式で中学生議員として本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。	秘書広報課
ふれあい教室の充実	ふれあい教室では、不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をし、社会性を身に付けさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。	学校教育課

健やかな体の育成

事業名	取組事業内容	担当課
定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課
就学時健康診断事業（再掲）	小学校新一年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課

信頼される学校づくり

事業名	取組事業内容	担当課
学校評議員制度の導入	学校・家庭・地域が連携し開かれた学校を目指し、学校評議員を設置しています。学校は、保護者や地域住民、その他関係者の理解を深めるとともに連携及び協力の推進を依頼しています。	学校教育課

幼児教育の充実

事業名	取組事業内容	担当課
私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。	学校教育課
私立幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に通園させている家庭の所得に応じて保育料等の減免措置を行う園に対し、補助金を交付し就園の促進を図ります。	学校教育課

（４） 家庭や地域の教育力の向上

< 現状と課題 >

都市化や核家族化、少子化、地域社会とのつながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、家庭の教育力の低下が指摘されています。

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点と言えます。子どもが豊かな人間性を養い、社会性の基礎を身につけ、心身ともに健全に成長をし、将来、社会で生活し、また、親となり家庭生活を営んでいくためには、家庭での養育やしつけ、家族と共に過ごす

時間が重要な役割を担っています。したがって、子どもが成長していく過程の中で、子育てに必要な知識や意識が培われる家庭教育は必要不可欠なものであり、親子それぞれが負担感を感じることなく、楽しく子育てしていけるような取り組みが必要です。

また、子どもの年齢が上がるにつれ、子育てに関する保護者の悩みが多くなっていくことから、子育てに関する各種情報等を盛り込んだ「本庄市親の学習手引書」の活用の促進を図っていくとともに、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備も必要です。

さらに、子どもたちは、家庭や地域、学校など様々な所で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。子どもが心豊かに成長していくためには、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる、地域の教育力の向上を図っていくことが大切です。

< 今後の取り組み >

家庭教育及び子育てに関する講演会等の開催を通して子育てに関する具体的な支援方法の学習機会を充実するとともに、「親の学習手引書」の活用の推進を図り、家庭における教育・子育て力の向上を支援していきます。

また、支援事業を通して親の意識改革を図り社会参加を促進し、家庭・学校・地域との連携により、地域の教育力の充実を図ります。

取組事業

家庭教育への支援の充実

事業名	取組事業内容	担当課
子育て支援講座開催事業	子育て支援団体と連携して主に乳幼児親子を対象に「子育て講座」を開催し、子育ての楽しさを感じてもらったり、仲間づくり等により子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て支援課
本庄市立小学校PTA家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、主にPTA会員を対象として各種の講座を開催するPTA家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
親の学習推進事業(再掲)	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を、平成21年度に策定している「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課

事業名	取組事業内容	担当課
青少年健全育成事業（再掲）	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話、引きこもりなど現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課
ブックスタート事業	保健センターで実施している9～10か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配布により家庭における幼児の健全育成を図ります。	図書館

地域の教育力の向上

事業名	取組事業内容	担当課
スポーツ・レクリエーション教室の開催	市民が求めるスポーツを振興するため、本庄市体育協会、本庄市レクリエーション協会及び本庄市体育指導員と連携を図り、子どもや初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。	体育課
スポーツ少年団の育成	少年たちの自由時間活動を、スポーツを中心とした活動で青少年期における人間形成を主眼とし、健康なからだところを育てることを目的とするスポーツ少年団の育成を図ります。	体育課
老人クラブ活動育成事業	市民のだれもが老後を健康でいきいき暮らせるように、老人クラブ活動の育成・支援などを図り、この活動の一環として子どもたちとの世代間交流を行います。	介護いきがい課
市民総合大学推進事業	市民総合大学で、子育てする親にも参加しやすい時間や会場、環境を整えた生涯学習の場を提供するとともに、子育て支援や次世代育成を推進する内容のプログラムを実施します。	生涯学習課

（５） 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

< 現状と課題 >

次代を担う子どもたちが健全に成長していくことは誰もが望むことです。急激な情報化の進展などにより、テレビやインターネット、携帯電話、また、一般書店やコンビニエンスストア、レンタルビデオ店など身近な場所で様々な情報を入手することができるようになりましたが、各種メディアが提供する情報等には有益なものも多い反面、行き過ぎた暴力・残虐表現や性描写等も含む有害情報も安易に得られるような環境にあります。このため、日常生活において子どもの人格形成に悪影響

を及ぼすおそれがあることが指摘されていることから、何らかの規制を設けることが求められています。

インターネットや携帯電話等の健全な利用についての教育や有害図書等の調査や子どもにとって有害となる施設への立ち入り制限、関係業界に自主的措置をとるよう働きかけはもとより、家庭、学校、地域社会、行政が連携し子どもが健全に育つ環境づくりが必要です。

< 今後の取り組み >

インターネットや携帯電話など子どもを取り巻く問題に対応するための研修会や勉強会を実施していくとともに、各種団体、組織及び警察等の関係機関との緊密な連携を図り、より効率的・効果的な街頭巡回指導や広報活動に取り組み、子どもが健全に成長していく上での安全で好ましい環境づくりを地域まちぐるみの活動として推進していきます。

取組事業

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	取組事業内容	担当課
青少年健全育成事業（再掲）	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話、引きこもりなど現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課

4 安全・安心まちづくりの推進

(1) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

< 現状と課題 >

住宅は健康・生活の基盤であり、かけがえのない空間です。近年、少子高齢化社会の急速な進展、ライフスタイルや価値観及び家族形態などの多様化、さらには環境問題の深刻化など社会環境が変化する中で、子育て世帯においては、子どもがのびのびとゆとりを持って生活できる良質な住宅が求められています。また、居室内における安全性を確保する観点から、有害な化学物質の発散を防止するためのシックハウス対策措置が確実に履行されているか確認する検査の受検率の向上が求められています。

市では、本庄地域を対象とした「本庄市都市計画マスタープラン」により、子育て家庭をはじめ市民が安全で安心して快適に住み続けられるような住宅地の形成を進めています。今後は、児玉地域も含めた新たな「都市計画マスタープラン」を策定し、住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い良好な居住環境の提供を考えていく必要があります。本庄早稲田駅前周辺では、独立行政法人都市再生機構による土地区画整理事業が実施されており、環境共生やユニバーサルデザイン等に配慮した先進的で良好な居住環境の整備が進められています。

また、子育て世帯が、生活にゆとりを感じながら暮らすためには、公園・緑地の適切な配置や交通体系などを含めた快適・良好な居住環境が求められています。

さらに、妊産婦や子どもたちが、安全で安心して快適に生活していく上で、現在の社会にはさまざまな障壁（バリア）が存在します。道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化を進めていくことが重要です。

前期計画のアンケート調査で、子どもとの外出の際に困ることでは、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」、「授乳する場所や必要な設備がない」という回答が多かったことから、乳幼児連れの保護者が外出の際オムツ替えや授乳に困った時、気軽に立ち寄ってもらい、その場所を提供する「赤ちゃんの駅」を平成21年5月から市公共施設や民間保育園、「まちの駅」など87か所を対象施設として実施していますが、事業の周知や対象施設の拡大を図っていく必要があります。

< 今後の取り組み >

子育て世帯向けの良質な住宅整備、もしくは良質な賃貸住宅の供給に努め、また、シックハウス対策の措置が確実に履行されているか確認する検査の受検率の向上を図っていきます。

また、公園、緑地環境や道路などの整備を推進するとともに、「赤ちゃんの駅」の事業の周知や対象施設の拡大を図り、子育てに優しい環境づくりに努めます。

取組事業

良質な住宅の確保

事業名	取組事業内容	担当課
市営住宅運営事業	良質で低廉な市営住宅の供給を行います。	建築開発課

良好な居住環境の確保

事業名	取組事業内容	担当課
シックハウス対策	化学物質(ホルムアルデヒド、クロルピリホス)による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないよう建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止します。	建築開発課
本庄市都市計画マスタープランの推進	「未来と田園が織りなす生活交流拠点の創造 - 暮らしイキキ本庄だかね」を都市づくりのテーマとして、子育て家庭をはじめ全ての市民が安心、安全、快適に住み続けられる住宅地の形成を目指します。	都市計画課
公園整備事業	市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
公園・緑地維持管理事業	安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行います。	都市計画課
児玉都市計画事業 児玉南土地区画整理事業	児玉南土地区画整理地内において公共施設(道路や広場、河川等。なお、公園は4か所計画)の整備改善及び宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の形成を行います。	都市計画課
本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業	市民の誰もが安全で安心な生活が送れるよう、施行者であるUR都市機構に対し「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり」の推進を要請するとともに、市としてこれを支援します。	拠点整備推進局
バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	建設課 施設管理担当課
赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困った時に気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクを作るお湯を、まち中の施設(駅)において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまचぐるみで応援します。	子育て支援課

(2) 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進

<現状と課題>

現代社会において、経済の発展に伴った車両の増加や交通マナーの低下、交通ルール違反などにより、その車両が起こす悲惨な交通事故の犠牲者もまた、後を絶ちません。

一方、違法駐車や自転車の放置、歩道の段差等が歩行者の通行の妨げになっており、歩行者空間の整備など誰もが安心して歩ける道路環境整備が求められています。

交通弱者である子どもや妊産婦などの交通安全を確保するためには、交通に関連する機関・団体が連携を一層密にし、道路交通環境の整備、交通安全の教室や講習会、啓発活動の実施、道路交通秩序の維持など、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

具体的には、安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点をいかにすることが重要であることから、地域住民や道路利用者等が日常感じている意見を積極的に取り入れ、道路交通環境の整備に反映することが必要です。

また、子どもの交通安全を確保するため、交通安全教育に積極的に取り組み、子ども一人ひとりに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、家庭においても交通安全についての話し合いを行うなどして、警察、学校、自治会など関係団体と連携した地域で交通事故防止に向けた取り組みを推進することが必要です。

チャイルドシートは、交通事故にあった場合の年少者を保護する装置として、その被害軽減に効果があります。6歳未満の児童はチャイルドシートの着用が義務づけられていますが、子どもが嫌がるので使わないというケースもあります。しかし、チャイルドシートの着用は、「義務づけされているか、いないか」という以前に子どもの命にかかわることであり、親としての「責任」といえます。チャイルドシートの装着の促進を図っていくため、使用効果や正しい使用方法について普及啓発活動を行う必要があります。

<今後の取り組み>

子どもや子ども連れの親子等が、安全で安心して通行することができるよう交通安全施設など道路交通環境の整備に取り組んでいくとともに、学校・家庭・地域での交通安全教育を推進し、警察、幼稚園、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制のもと、交通安全を確保するため総合的な交通事故防止対策を推進します。

取組事業

交通安全教育の推進

事業名	取組事業内容	担当課
交通指導員の配置	主に児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置します。	まちづくり課

事業名	取組事業内容	担当課
交通安全教室の実施	児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方・ヘルメットの着用等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施します。	まちづくり課
交通安全推進団体への交付金の交付	交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。	まちづくり課
チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの重要性を呼びかけ装着の促進を図るため、街頭での啓発活動等を実施します。	まちづくり課

安全な交通環境づくり

事業名	取組事業内容	担当課
バリアフリー推進事業(再掲)	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を検討していきます。	建設課 施設管理担当課
放置自転車対策の推進	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課
交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図ります。また、市民から寄せられた信号機の設置、速度抑止施策の実施などをとりまとめ、警察へ要望します。	まちづくり課
道路改良事業	狭隘道路や生活道路について、年次計画を立てて用地買収を行い、側溝等を整備し拡幅工事を行うことにより、通行の安全を図ります。	建設課
道路舗装事業	幹線道路の安全性を確保することや生活道路の舗装を行うことにより、通行の安全を図ります。	建設課
側溝改良事業	雨水対策として、低地の浸水等を防ぐために側溝、雨水排水管等の整備を図り、結果として安全な交通環境づくりを図ります。	建設課

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

<現状と課題>

子どもが日常生活のなかで被害者となる連れ去りや性的いたずらなどの犯罪に巻き込まれる事件が年々増え続けています。子どもを犯罪から守るには、保護者の配慮はもちろん、子ども自らが「自分の身は自分で守る」ことを意識し防犯の習慣を身につけさせること、地域ぐるみでの協力体制、犯罪防止に配慮した環境設計が必要になります。

市では、PTAや地域住民、学校等関係機関と協力して、子どもが犯罪から逃れ

るための緊急避難場所としての「子ども110番の家」の設置やパトロール、児童生徒への防犯ブザーの貸与、学校においては不審者対応マニュアル等の作成を行なっていますが、今後もさらに犯罪の抑止に努めていく必要があります。

また、人形劇や寸劇を通して、子ども自身が犯罪から身を守ることを学ぶCAP (Child Assault Prevention)プログラムの活用について、学校や保育園、幼稚園等と検討していくことも必要です。

さらに、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」との声も多く聞かれており、防犯灯の整備等も重要課題としてあげられます。

< 今後の取り組み >

すべての子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、道路、公園等の公共施設について、犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。

また、子どもを犯罪の被害から守るためには、子ども自らが「自分の身は自分で守る」ことを意識し防犯の習慣を身につけさせることも必要なことから、CAPプログラム等の学習機会の推進を検討し、また、自主防犯活動を推進するとともに、学校と家庭はもちろんのこと地域社会、関係機関等と連携したパトロールや講習会、啓発活動などの防犯の取り組みを強化します。

取組事業

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	取組事業内容	担当課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止	児童生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等を作成しており、これらのマニュアルをもとに研修を行ない、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課
防犯体制の充実	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりをすすめることにより、子ども等市民を犯罪から守ります。	まちづくり課
市民による防犯活動の推進	子どもをはじめ市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。	まちづくり課
防犯灯設置事業の推進	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	まちづくり課
CAP事業の推進	人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育園などの関係機関と連携し検討していきます。	子育て支援課

(4) 被害に遭った子どもの保護の推進

<現状と課題>

子どもが虐待や犯罪、いじめなどに遭わないよう未然に防止していくためには、子ども自らが「自分の身は自分で守る」ことを意識し被害防止の習慣を身につけていくことや学校と家庭はもちろんのこと地域社会、関係機関等と連携した被害防止の取り組みが重要であります。しかし、不幸にも被害に遭ってしまった時、身体への直接的な被害ばかりではなく、精神的にも大きな心の傷も受け、その後の成長に極めて重大な影響を与える場合があります。また、保護者も、子どもが受けた身体や心の傷に対し、どうしたらよいか分からないといったケースも実在すると考えられます。

被害を受けた子どもが立ち直れるよう支援するため、子どもに対するケアやカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関との連携を強化し、事件発生から立ち直りに至るまで一貫して支援できる体制づくりが課題になります。また、適切な助言やカウンセリングを実施できるようにするため、対応する職員の資質の向上が必要になります。

<今後の取り組み>

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングや保護者が抱える問題に対する助言など、関係機関との連携により相談体制を強化充実し、きめ細かな支援を実施します。

取組事業

被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	取組事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会 (再掲)	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに児童及びその家族への適切な支援を行なうため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が連携して、必要な情報交換、支援方法などを協議し児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
家庭児童相談事業(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課

第4章 目標事業量の進捗状況と設定

特定保育サービスに係る前期計画進捗状況と後期計画目標事業量

特定保育サービスは、国が全国共通で目標設定すべきとした事業で、目標事業量等は以下のとおりです。なお後期目標事業量（平成26年度）の設定に当たっては、人口推計やニーズ調査、保育サービスの現状等を考慮した上で決めました。

1 通常保育事業

保護者が就労又は疾病などにより家庭において保育することができない子どもを、午前7時30分から午後6時30分（保育所により時間は、前後します）までの11時間、保育所で保育を行います。

本市では、平成21年度現在、21園で保育を実施しており定員は1,875人となっています。平成20年度末の入所数は2,142人で定員の弾力化を図っており待機児童はいません。

また、平成20年度のアンケート調査によるニーズでは、低年齢児の利用希望は増加していますが、全体では少子化により減少見込みとなっています。

平成26年度目標事業量（受入可能数）は、公立と私立合わせて、前期目標事業量の体制を継続し、待機児童の解消に努めるとともに、低年齢児の受入促進も図っていきます。

前期計画目標事業量 （平成21年度）	前期計画スタート時 （平成17年度）	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
22か所 2,205人	22か所 2,204人	21か所 2,142人	2,205人 （うち3歳未満：900人）

* 平成17年度：22か所.....公立7、私立15

平成20年度：21か所（公立休所1か所除く）.....公立6、私立15

* 「前期計画スタート時」は合併後の実績です（以下同じ）

2 特定保育事業

保護者がパートタイム等の就労により保育が困難な場合に、週2、3日程度又は午前か午後のみなどの柔軟な保育を行います。

平成21年4月より、私立保育園1園において開始しているため、平成26年度目標事業量は、現状の体制を継続していきます。

前期計画目標事業量 （平成21年度）	前期計画スタート時 （平成17年度末実績）	平成21年度実績(予定)	平成26年度 目標事業量
1か所 5人	0か所	1か所 5人	1か所 5人

3 延長保育事業

通常の開所時間を前後30分以上延長して保育を行う事業です。

延長保育事業は、保護者の就労支援のため実施園の拡大を図り、平成26年度までに15園の実施を目指します。また、今後のニーズにより延長時間を検討していきます。

(単位:人/日)

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
13か所 379人	13か所 97人	13か所 163人	15か所 293人

* 17年度から20年度の実績は、前期計画目標事業量を下回ったため、後期目標事業量は平成20年度アンケートによるニーズから決めました。

4 夜間保育事業

保育園において通常の延長時間を超えて午後10時頃まで保育を行う事業です。

前期計画では目標事業量は定めていませんでした。

平成20年度のアンケート調査で若干ニーズはありましたが、これについては、ファミリー・サポート・センターで対応を図りながら、今後もニーズに応じ検討をしていきます。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
	-	-	-

5 トワイライトステイ事業

児童養護施設などにおいて、保護者の帰宅が仕事などにより夜間になる場合一時的に預かる事業です。

前期計画では目標事業量は定めていませんでした。

トワイライトステイ事業は、平成20年度のアンケート調査でニーズはなかったため、今後のニーズの状況をみながら検討していきます。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
	-	-	-

6 休日保育事業

日曜、祝日勤務などの保護者のために、保育所において休日に保育を行います。

前期計画では、1か所の実施を計画していましたが、現在実施に至っていません。

平成20年度のアンケート調査においてもニーズが少ないため、今後のニーズの状況を

みながら検討していきます。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
1か所 5人	0か所	0か所	1か所 10人

7 病児・病後児保育事業

保育園の専用スペースにおいて、疾病回復期で集団保育が困難な子どもを一時的に保育します。

現在、公立の千代田保育所を別の場所に建替え、平成22年4月より、いずみ保育所として開所し病後児保育を実施します。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
1か所 5人	0か所	0か所	1か所 600日

* 後期計画の目標事業量(平成26年度)は、延べ利用日数で決めました。

8 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を、放課後や夏休みなどに放課後児童クラブで保育します。

現状では、施設の拡充を図ってきた結果、一部小学校区を除き受入体制は整備されてきましたが、入室希望児童数は増加傾向にあり、今後、保育環境・適正規模等を考慮し定員の見直しや、施設の拡充により受入枠の拡大を図ります。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
16か所 605人	11か所 461人	15か所 651人	16か所 720人

* 平成17年度：11か所(公設公営2、民設民営9(委託))

平成20年度：15か所(公設公営4、民設民営11(委託))

* 実績人数は各児童クラブ月平均受入児童数の総計。

9 一時預かり(一時保育)事業

保護者の買い物やリフレッシュ、冠婚葬祭、急な用事などのため、一時的に保育園等で子どもを預かります。

本市では、平成19年度から7か所で実施していましたが、平成21年度より1園が特定保育事業へ移行したため、6か所となっています。平成26年度までに7か所

の実施を目指します。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
6か所 定員59人	6か所 定員42人	7か所 定員49人	7か所 3,600日

* 後期計画の目標事業量(平成26年度)は、延べ利用日数で決めました。

* 延べ利用児童数：平成17年度 2,088人(日)、平成20年度 2,270人(日)

10 地域子育て支援拠点事業

乳児または幼児及びその保護者が気軽に相互交流できる場や子育てについての相談、情報提供、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

センター型(子育て支援センター)は、平成17年度から5か所で実施していましたが、平成21年度1か所が取りやめ4か所となっています。

平成20年度のアンケート調査では「子育て支援センター、つどいの広場」を今後利用したいと回答した人は47.5%と高い値となっており、地域における子育て支援の強化のため、新たに、いずみ保育所で、平成22年4月より実施します。

ひろば型は、平成18年に前原・日の出児童センター、平成19年に児玉総合支所子育て支援室に整備しており、今後も機能の充実を進めていきます。

	前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
センター型	6か所	5か所	5か所	5か所
ひろば型	2か所	0か所	3か所	3か所

11 ファミリー・サポート・センター事業

保育などの援助を受けたい人と援助できる人を会員とする相互援助活動組織により、保育所、学童保育所などの開始前、終了後に子どもを預かったり、送迎したり、又は保護者の外出などのときの一時的な預かりなどの育児について助け合いを行います。

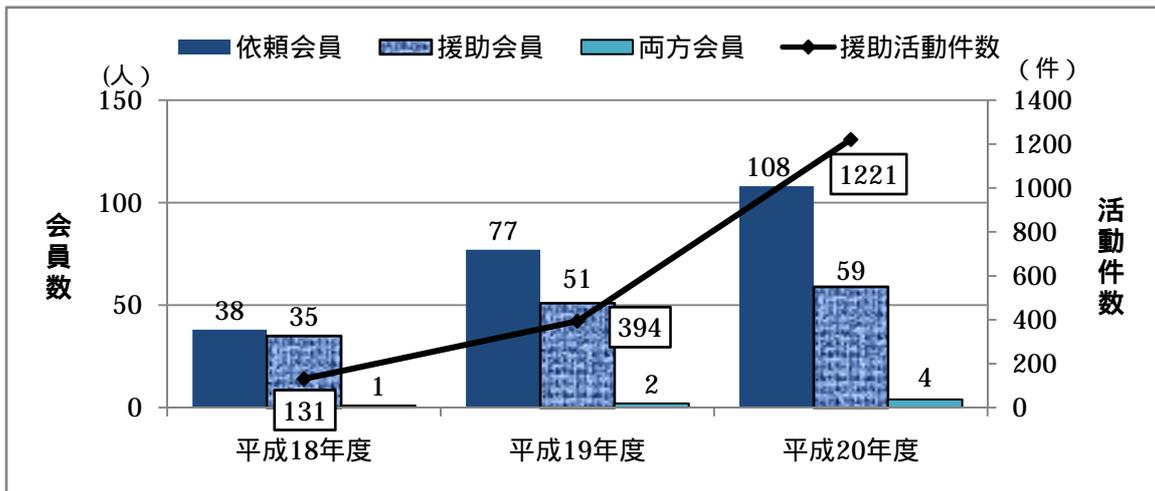
平成18年度から事業を開始し、利用時間は午前6時～午後9時、休日も援助活動を行っており、会員数、活動件数も年々増加しています。

平成20年度のアンケート調査での、ファミリー・サポート・センターの認知度については、就学前児童の保護者で49.6%、小学生児童の保護者で38.2%であり、また今後「利用したい」と回答した人は35.6%(就学前児童保護者)、24.1%(小学生保護者)となっています。

今後も、さまざまな機会をとらえPRを行い、円滑な事業運営のため、育児を支援する提供会員の増員を図り、実施体制の充実に努めていきます。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
1か所	0か所	1か所	1か所

ファミリー・サポート・センター利用状況



資料：子育て支援課

12 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が病気になった場合などに児童養護施設などにおいて児童を短期間（7日間程度）預かります。

前期計画では、目標事業量は定めていませんでしたが、平成20年度のアンケート調査で、「保護者の用事などにより子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならなかったことがあった」と回答した人の割合は、就学前児童の保護者で12.1%で、このうち約9割の人が親族や知人に預けています。また、「預けることに非常に困難」と感じている人は、5.3%となっており、今後、市内及び近隣市町施設へ委託して実施を目指します。

前期計画目標事業量 (平成21年度)	前期計画スタート時 (平成17年度実績)	平成20年度実績	平成26年度 目標事業量
	-	-	3か所

第5章 計画の推進について

1 連携体制の確立

(1) 地域との連携

市民一人ひとりが子どもや子育てへの関心を持ち、地域社会の中で積極的に子育てに参画できる機会をつくるため、各種広報紙や子育て情報誌などを活用し、住民に対する子育て関連情報の提供と意見収集に努めます。

また、住民と行政との協働による施策の推進を図るため、自治会や住民団体等との連携の強化を図り、近所が互いに助け合い、地域ぐるみで子育てを支援するという風土を築きます。

(2) 企業との連携

企業や商工会議所・商工会との連携を促進し、企業が子育て支援に取り組み、仕事と家庭生活を両立できるよう、育児休業制度の定着、労働時間の短縮や弾力化と妊産婦の健康管理など、就労に関する環境の整備を啓発します。

(3) 関係機関との連携

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県、他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるようにします。

2 計画の進行管理

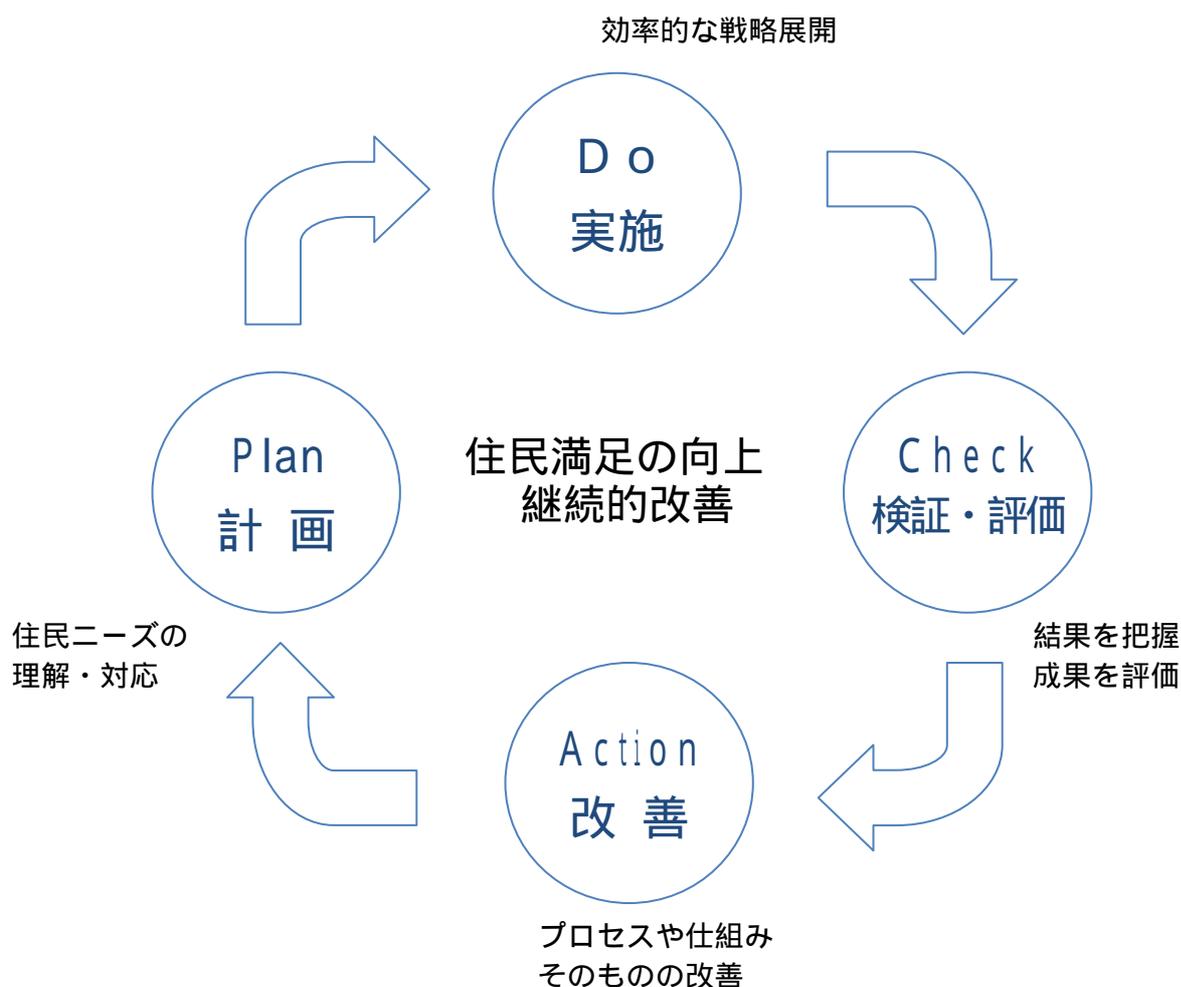
本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、子育て支援課が中心となり住民の参加による子育て支援施策評価機関を設置し、定期的にアンケート等を行い、また、住民からの子育て支援施策についての意見や要望を聞き、事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価していく体制をつくります。

さらに、アンケート等では把握しきれない詳細部分については、随時聞き取り調査などにより点検、評価を行います。

計画の進行状況や点検評価の結果については、市の広報紙、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の上昇のため、「計画 実施 検証評価 改善 (Plan・Do・Check・Action)」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足の上昇を図ります。

< 点検・評価の手順 >



資料編

1 計画策定経過

年 月 日	会 議 等
平成21年 1月 ～ 2月	本庄市次世代育成支援に関するアンケート調査実施
平成21年11月12日	第1回本庄市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議 ・次世代育成支援対策推進法及び行動計画について ・策定スケジュールについて ・後期計画にアンケート係る調査結果について ・アンケート調査結果にもとづく推計ニーズ量及び定量的目標数値について
平成21年12月24日	第1回本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・次世代育成支援対策推進法及び行動計画について ・策定スケジュールについて ・後期計画に係るアンケート調査結果について ・アンケート調査結果にもとづく推計ニーズ量及び定量的目標数値について ・計画素案の検討について
平成21年12月28日	第2回本庄市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議 ・後期計画素案の具体的な施策の確認等について
平成22年 1月 8日	第2回本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・後期計画素案について
平成22年 1月	市全職員へ後期計画素案に対する意見等聴取
平成22年 2月16日 ～ 3月17日	後期計画素案へのパブリックコメント実施
平成22年 3月23日	第3回本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・後期計画原案の承認

2 本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会規約

（平成21年10月21日本庄市健康福祉部長決裁）

（設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「後期行動計画」という。）を策定するにあたり、次世代育成に係る機関の関係者等により必要な事項を審議するため、本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）後期行動計画の基本方針に関すること。
- （2）後期行動計画の原案に関すること。
- （2）その他、後期行動計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、平成21年11月16日から平成22年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庁内検討会議）

第5条 委員会の事務を補佐するため、庁内関係部局の職員で構成する本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定庁内検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

2 検討会議の運営に必要な事項は、別に定める。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（費用弁償等）

第7条 委員及び委員以外の出席者は、無報酬とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月21日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年3月31日にその効力を失う。

3 本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定委員会 委員名簿

選出団体・機関		被推薦委員氏名
1	一般市民	樋口 芳江
2		田邊 晶子
地域活動団体		
3	本庄市PTA連合会	古川 純子
4	本庄市自治会連合会	高野 始
労働関係		
5	事業主 (株式会社株 ロンド)	白川 多壽子
6	労働者 (連合埼玉本庄児玉郡地域協議会)	内田 豊
各種関係機関		
7	埼玉県熊谷児童相談所	斉藤 誠
8	埼玉県児玉福祉保健総合センター	吉田 茂
9	埼玉県警本庄警察署	坂田 浩
10	埼玉県警児玉警察署	新井 道夫
11	本庄市児玉郡医師会	木村 臣良
12	本庄市民生委員児童委員協議会	芝崎 茂
13	本庄市青少年問題協議会	河田 重次
14	本庄市私立保育園長会	間庭 誠一
15	本庄市私立幼稚園協会	岩田 龍司
16	市内民間学童クラブ施設代表	新島 善弘
17	本庄市小中学校校長会	田村 純夫
18	本庄市社会福祉協議会	飯島 康則
市		
19	企画財政部長	大墳 俊一
20	健康福祉部長	清水 満
21	教育委員会事務局長	腰塚 修

委員長 副委員長

4 本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定庁内 検討会議規約

(平成21年10月21日本庄市健康福祉部長決裁)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「後期行動計画」という。)を策定にあたり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定庁内検討会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期行動計画の基本方針に関すること。
- (2) 後期行動計画の案に関すること。
- (3) その他後期行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる所属部署より各1名の委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長とし、庁内会議を総括する。

3 副委員長は、健康福祉部子育て支援課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月21日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年3月31日にその効力を失う。

別表(第3条)

区 分	所 属 部 署		
委 員	健康福祉部	健康福祉部福祉課	都市整備部都市計画課
	健康福祉部子育て支援課	健康福祉部保育課	都市整備部建築開発課
	企画財政部秘書広報課	健康福祉部健康推進課	教育委員会事務局学校教育課
	企画財政部企画課	健康福祉部保険課	教育委員会事務局生涯学習課
	企画財政部財政課	経済環境部環境推進課	教育委員会事務局体育課
	企画財政部人権推進課	経済環境部商工課	教育委員会事務局図書館
	総務部まちづくり課	都市整備部建設課	

5 本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定庁内 検討会議委員名簿

部 課 名	(職名)	委員名
健康福祉部	部 長	清 水 満
健康福祉部子育て支援課	課 長	桜 場 幸 男
企画財政部秘書広報課	課長補佐	中 田 啓 一
企画財政部企画課	主 事	橋 爪 里 佳
企画財政部財政課	課長補佐	大 屋 正 信
企画財政部人権推進課	係 長	矢 嶋 宏 人
総務部まちづくり課	課長補佐	松 田 芳 幸
健康福祉部福祉課	課長補佐	上 野 良 一
健康福祉部保育課	課長補佐	福 島 保 雄
健康福祉部健康推進課	主 査	津久井 美 保
健康福祉部保険課	主 査	渡 辺 幸 子
経済環境部環境推進課	主 任	高 橋 秀 子
経済環境部商工課	課長補佐	中 沢 智 子
都市整備部建設課	主 査	岩 井 孝 則
都市整備部都市計画課	主 査	吉 野 光 好
都市整備部建築開発課	係 長	金 井 優
教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	田 中 博 子
教育委員会事務局生涯学習課	課長補佐	須 賀 正 樹
教育委員会事務局体育課	課長補佐	根 岸 誠
教育委員会事務局図書館	主 査	森 裕 一

本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)

発行 平成22年3月

編集 本庄市本庄3-5-3

本庄市健康福祉部子育て支援課

電話 0495(25)1130
